

(令和4年4月1日)

	設置主体	処分場名	郵便番号	所在地	電話番号	埋立開始年月日	遮水工	水処理施設	埋立面積㎡	埋立容量m ³
1	新居浜市	新居浜市最終処分場	792-0801	新居浜市菊本町2丁目817-2地先	(0897)37-5300	平成20年4月	不透水性地盤	下水放流	24,000	363,116
2	西条市	東部一般廃棄物最終処分場	793-0004	西条市船屋甲1-1	(0897)53-4354	平成24年5月	シート	有 (場内散水)	4,225	58,700
3	西条市	船屋一般廃棄物最終処分場	793-0005	西条市船屋乙16番地	(0897)53-4354	昭和46年6月	無	無	5,600	20,545
4	西条市	東予一般廃棄物最終処分場	799-1314	西条市河之内甲32-1	(0898)66-0290	平成6年4月	シート	有	13,600	70,000
5	西条市	丹原一般廃棄物最終処分場	791-0541	西条市丹原町鞍瀬辛566-2	(0898)73-2806	平成12年3月	シート	有	4,600	16,000
6	今治市	波方一般廃棄物最終処分場	799-2103	今治市波方町小部乙2-1	(0898)41-8202	平成10年4月	シート	有	10,118	54,000
7	今治市	大島一般廃棄物最終処分場(泊)	794-2102	今治市吉海町泊102番地	(0897)74-0311	平成13年4月	シート	有	6,800	50,300
8	上島町	佐島不燃物処理地	794-2520	越智郡上島町弓削佐島1430番地1	無	昭和59年4月	無	無	1,100	5,000
9	上島町	先田名後最終処分場	794-2410	越智郡上島町岩城97番地	無	平成2年4月	無	無	3,500	8,000
10	上島町	佐島一般廃棄物最終処分場	794-2520	越智郡上島町弓削佐島1962	無	令和3年4月	シート	有	2,700	9,000
11	松山市	横谷埋立センター	791-0104	松山市食場町乙6番地1	(089)977-5235	平成15年4月	シート	有	40,000	550,000
12	松山市	大西谷埋立センター	799-2458	松山市大西谷乙129番地	(089)977-0929	平成5年4月	シート	有	20,200	150,000
13	砥部町	千里埋立処分場	791-2143	伊予郡砥部町川登3558-1	無	平成5年6月	シート	有	11,000	60,000
14	大洲市	大洲市不燃物処理地	795-0004	大洲市長谷30番地	(0893)24-7053	昭和47年4月	無	無	22,250	211,300
15	八幡浜市	一般廃棄物最終処分場	796-0204	八幡浜市保内町喜木津1-38	(0894)35-0095	平成10年4月	シート	有	2,300	11,000
16	伊方町	一般廃棄物最終処分場	796-0421	西宇和郡伊方町九町字アラカヤ2番耕地212番地2	(0894)39-0121	平成25年4月	シート	有	4,300	19,700
17	宇和島市	宇和島市一般廃棄物最終処分場	798-0077	宇和島市保田乙541	(0895)27-1399	平成6年10月	シート	有	21,000	132,000
18	宇和島市	是能不燃物処理場	798-1105	宇和島市三間町是能1486-2	(0895)58-3171	昭和55年4月	無	ハッキ洗殿	5,300	18,550
19	愛南町	環境衛生センター最終処分場	798-4347	南宇和郡愛南町大浜1-26	(0895)72-6955	平成11年9月	シート	有	9,700	55,000
合 計									212,293	1,862,211

	事業主体名	施設の名称	規模 (t/日)	処理 内容	竣工 年月	郵便番号	所在地	電話番号	施工会社
1	四国中央市	リサイクルプラザ	32	選別資源化	H9. 3	799-0422	四国中央市中之庄町 字浜之前1670-3	(0896)28-6080	クボタ
2	新居浜市	リサイクル推進 施設	20.7	選別資源化	H21. 10	792-0851	新居浜市観音原町乙 122-1	(0897)41-4225	メタウォーター ほか
3	今治市	クリーンセンター	41	選別資源化	H30.3	799-1514	今治市町谷甲394	(0898)48-3601	タクマ
4	松山市	中島リサイクル センター	3	選別資源化	H16.11	791-4501	松山市中島大浦22	(089)997-5911	内海プラント
5	内子町	内子町リサイクル センター	1.7	圧縮資源化	H20. 4	791-3351	喜多郡内子町五百木 269	(0893)44-4574	タクマ
6	八幡浜市	リサイクルプラザ	11	選別資源化	H9. 3	796-8035	八幡浜市若山9-40	(0894)23-0053	タクマ
7	伊方町	伊方町リサイクル センター	1.2	選別資源化	H22. 3	796-0421	西宇和郡伊方町九町 字アラカヤ2番耕地107 番地1	(0894)39-0114	堀田建設・井上 建設特定建設 工事共同企業
8	宇和島地区 広域事務組合	リサイクルセン ター	20	選別資源化	H29.9	798-0078	宇和島市祝森甲3799 番地	(0895)49-5040	タクマ
合 計			130.6						

(令和4年4月1日)

	事業主体名	施設名	規模 kL/日	処理 方式	設置 年月	施工 会社	関係 市町	郵便 番号	施設 所在地	電話 番号	
1	四国中央市	アイ・クリーン	35	高負 膜分	H5.11	栗田工業		799-0101	四国中央市川之 江町4086-1	(0896)28- 6265	
2	四国中央市	エコトピアひう ち	33	高負 膜分	H12.4	荏原製作所		799-0704	四国中央市土居 町津根4249-2	(0896)28- 6378	
3	新居浜市	衛生センター	140	標脱	H2.4	住友重機械		792-0896	新居浜市阿島2- 20-5	(0897)45- 3077	
4	西条市	ひうちクリーン センター	72	浄化槽 高負	R2.3	三井E&S環境		793-0075	西条市氷見戊75	(0897)66- 8625	
5	今治市	今治衛生 センター	80	高負 膜分	H27.3	水ing・渡辺 共同企業体		794-0032	今治市天保山1- 2-1	(0898)24- 1431	
6	松山衛生 事務組合	松山衛生eco センター	373	標脱	R2.4	水ingエンジニアリング	松山市、東温市 砥部町(旧広田村 を除く)	791-8041	松山市北吉田町 77-31	(089)972- 1933	
7	伊予市松前町 共立衛生組合	塩美園	68	高負 膜分	H12.4	東レエンジ	伊予市(旧双海町、 中山町を除く)、松 前町	791-3120	伊予郡松前町大 字筒井1795-10	(089)984- 5602	
8	大洲・喜多 衛生事務組合	清流園	100	標脱	H12.4	住友重機械	大洲市、伊予市(旧 双海町、旧中山 町)、砥部町(旧広田 村)、内子町	795-0042	大洲市米津乙1-2	(0893)26- 0200	
9	八幡浜地区施 設事務組合	一楽園	52	標脱	S61.2	荏原イン	八幡浜市、伊方町	796-0111	八幡浜市保内町 喜木1-5-2	(0894)36- 1020	
10	西予市	衛生センター	45	高負 膜分	H29.4	クボタ		797-0013	西予市宇和町稲 生163番地	(0894)89- 1716	
11	宇和島地区 広域事務組合	汚泥再生処理 センター	220	高負 膜分	H27.8	三井造船環 境エンジニア リング株式会 社	宇和島市、松野町、 鬼北町、愛南町	798-0087	宇和島市坂下津 乙69番地1	(0895)28- 6331	
合 計			1,218								

	事業主体名	施設の名称	規模 (t/日)	炉 数	処理 方法	排ガス 処理方式	竣工 年月	施工 会社	関係 市町	郵便 番号	所在地	電話 番号
1	四国中央市	クリーン センター	150	3	全連	バグ	H12.4	荏原製作所		799-0422	四国中央市中之庄町 字浜之前1670-3	(0896)28- 6015
2	新居浜市	清掃センター	201	3	全連	バグ	H15.3	住友重機械		792-0851	新居浜市観音原町乙 122-1	(0897)41- 4225
3	西条市	道前クリーン センター	200	2	全連	バグ	H3.11	石川島播磨		799-1106	西条市小松町大頭甲 1200	(0898)72- 3843
4	今治市	クリーンセン ター	174	2	全連	バグ	H30.3	タクマ		799-1514	今治市町谷甲394	(0898)48- 3601
5	上島町	上島クリーン センター	9	1	機バ	バグ	H20.3	内海プラント		794-2513	越智郡上島町弓削大 谷88	(0897)77- 4505
6	松山市	西クリーン センター	420	3	全連	バグ	H25.3	日立造船		791-8057	松山市大可賀3-525-6	(089)953- 1153
7	松山市	南クリーン センター	300	3	全連	バグ	H6.3	荏原イン	久万高原町	790-0948	松山市市坪西町1000- 1	(089)971- 8862
8	伊予地区ごみ処 理施設管理組合	伊予地区清掃 センター	80	2	准連	バグ	S52.4	タクマ	伊予市、松前町	799-3124	伊予市三秋1433	(089)982- 1287
9	八幡浜市	環境センター	84	2	全連	バグ	H9.4	タクマ	西予市(旧野村町、 旧城川町を除く)、伊 方町	796-8035	八幡浜市若山9-40	(0894)23- 0053
10	大洲市	大洲市環境 センター	90	2	准連	バグ	H3.4	JFEエンジ ニアリング		795-0041	大洲市八多喜町乙 1263	(0893)26- 1615
11	内子町	内子町クリー ン センター	21	2	准連	バグ	H10.12	荏原製作所		791-3351	喜多郡内子町五百木 297	(0893)44- 4574
12	宇和島地区 広域事務組合	環境衛生セン ター	120	2	全連	バグ	H29.9	タクマ	宇和島市、鬼 北町、松野町、 愛南町	798-0078	宇和島市祝森甲3799 番地	(0895)49- 5040
合 計			1,849.0	27								

9-5 中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール

平成9年2月6日決定

平成11年5月25日一部改正

平成13年6月1日一部改正

平成20年7月18日一部改正

平成26年7月17日一部改正

平成30年2月28日一部改正

大規模地震等の災害により、被災自治体では対応がとれない下水道施設の災害が発生した場合に備えて、中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定等を踏まえ、中国・四国地方における災害時相互支援体制を整備することとし、その組織及び運用等について、次のとおりルールを定める。

1 下水道対策本部の設置

県の下水道所管課長は、次に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震又はその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体（一部事務組合を含む。）から支援要請を受けた場合
- (3) その他災害が発生し、県が下水道施設の災害による被災状況等を勘案し、中国・四国ブロックの幹事県下水道所管課長（以下「幹事課長」という。）と調整の上、必要と判断した場合

2 下水道事業を実施している市町村（一部事務組合を含む。）は、災害により下水道施設が被災したときは、その状況について県に報告を行う。

3 下水道事業を実施している市町村（一部事務組合を含む。）は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

4 県は、対策本部を設置する場合、幹事課長及び地方整備局を經由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡する。

5 対策本部は、県の本庁舎所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置することができる。

6 対策本部を設置した場合、対策本部長は、災害時緊急連絡網に基づき、別紙2によりブロック連絡会議構成員（以下「構成員」という。）及び他ブロック連絡会議幹事へ設置について連絡するものとし、別紙3により第9に基づく総合調整の上、必要と判断した本部員へ参集について連絡するものとする。

7 対策本部の組織

(1) 対策本部の組織は、次に掲げる者をもって構成する。

ア 対策本部長（以下「本部長」という。）

原則として、被災した区域を所管する県の下水道担当課長をもって充てる。ただし、当該課長に事故があるときは、当該課長の職務を代理する者をもって充てる。

イ 対策本部員（以下「本部員」という。）

別紙1のとおり。

ウ 対策特別本部員

別紙1のとおり。

(2) ブロック内では対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、第9に基づく総合調整の上、本部長は次に掲げる者を本部員に追加する。

ア 他ブロックの連絡会議幹事課長

イ 大都市窓口(大阪市)

ウ 災害時支援活動の経験を有する都市（以下、「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長

(3) 本部長は、被災状況等を踏まえ、他ブロックからの支援調整等の対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第9に基づく総合調整の上、対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

(4) 対策本部の事務を処理するため、対策本部内に事務局を置く。対策本部の事務局員は、対策本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、対策本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

(5) 対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

8 対策本部の業務

(1) 対策本部の業務は、次に掲げるものとし、第9に基づく総合調整の上、本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。

なお、対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

ア 対策本部の設置に関すること。

イ 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。

ウ 支援計画の立案に関すること。

エ 大都市ルールとの調整に関すること。

オ ブロック内の自治体への支援調整に関すること。

カ 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。

キ 応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第13に規定する現地応援総括者の指名に関すること。

ク 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等に係る支援・調整に関すること。

ケ 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。

コ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。

サ 被災状況の他ブロック連絡会議幹事及び大都市連絡窓口への情報提供に関すること。

シ 対策本部の解散に関すること。

ス その他支援の実施に必要な事項。

(2) 他ブロックの広域支援が必要な場合、次に掲げる業務を追加するものとする。

ア 本部員への参加要請に関すること。

イ 他ブロックからの支援調整に関すること。

ウ 大都市からの支援調整に関すること。

エ その他広域的な支援の実施に必要な事項。

9 国土交通省の役割

国土交通省は、対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

10 支援体制の確立

(1) 対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、ブロック内の県を通じてブロック内の自

治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

(2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに県を通じて対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

(3) 対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第9に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。

なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行うものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(4) 広域支援を実施する場合、対策本部は、第9に基づく総合調整の上、他ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して、広域支援体制を確立するものとする。

11 応援活動

(1) 応援する自治体は、中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定に準じ必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

(2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、対策本部とも緊密に連絡を取りながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

12 前線基地の設置

(1) 対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

(2) 前線基地は、被災した自治体地内の終末処理場等に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。

13 前線基地の組織

(1) 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、前線基地に、現地応援総括者を置く。

(2) 同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、本部長が現地応援総括者を指名

する。

14 前線基地及び現地応援総括者の業務

- (1) 前線基地の業務は、対策本部の業務の内、本部長からの指示の範囲とする。
- (2) 現地応援総括者は、対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮する。

15 応援隊

- (1) 応援隊は、各自治体（一部事務組合を含む。）ごとに編成することを原則とする。
- (2) 各県は、応援に参加する自県及び所管する自治体の応援隊を取りまとめ、本部長に報告を行う。

16 被災した自治体の役割

被災した自治体は、対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊の活動が円滑に行われるよう、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。

17 費用負担

応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。

18 連絡体制

- (1) 各構成員は連絡窓口を定め、すべての連絡はこの窓口を通すものとする。
- (2) 各構成員は、毎年4月1日現在の連絡窓口を幹事課長に報告するとともに、変更が生じた場合には、速やかに幹事課長に通知することとする。
- (3) 対策本部設置時等の連絡体制については支援連絡会議で定める。

19 政令市が被災自治体の場合

政令市が被災自治体の場合の支援は、原則として大都市ルールにより行うものとする。この場合、大都市の情報連絡総括都市担当課長は本部員の一員となる。

20 他ブロック等からの支援要請

他ブロックの下水道対策本部から支援要請を受けた幹事課長は、ブロック内の県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告を求め、その調整結果を他ブロックの下水道対策本部に連絡する。

21 対策本部の解散

- (1) 第1(1)(3)の場合は、被害調査等により本部長が判断した場合に解散する。
- (2) 第1(2)の場合は、支援を要請した自治体(一部事務組合を含む。)からの解散依頼により解散する。

22 支援連絡会議（ブロック連絡会議）等

- (1) 年1回（第2四半期中）構成員を召集して支援連絡会議を開催し、支援に必要な連絡調整を行うとともに、運営に関することを協議する。また、構成員の要請に応じて臨時に開催することができる。
- (2) 支援連絡会議の事務は開催県が所掌する。
- (3) 幹事課長、第2幹事課長、支援連絡会議開催県下水道所管課長（以下「事務局課長」という。）は、代表者連絡会議に参加し、事務局課長は、会議内容を構成員に報告する。

23 支援連絡会議構成員の選・解任

- (1) 幹事課長、第2幹事課長及び構成員は、支援連絡会議で選・解任する。
- (2) 任期は3年とし、再任を妨げない。

24 訓練、机上演習等

事務局課長は必要に応じ訓練対策本部を設置し、災害を想定した訓練、机上演習等を実施することができる。また、幹事課長は第18(2)により、各構成員から毎年4月1日現在の連絡窓口の報告があった後、速やかに、その窓口に対して連絡訓練を行う。

25 支援資機材

構成員は、支援に係わる資機材を整理し、数量及び所在を把握しておくものとする。

26 相互協力

構成員は、支援活動が実効あるものとするため、相互に協力するとともに、平素から連帯、情報交換に努め、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。

27 自治体指導等

- (1) ブロック内の県下水道所管課長は、管下の自治体に対し、このルールを周知する。
- (2) ブロック内の県下水道所管課長は、管下の自治体に対し、支援を受けるに必要な下水道台帳や管内住宅地図等を複数箇所に保管する等、災害に対する心がけを指導する。

28 その他

本ルールに定めのない事項、及び内容に疑義を生じた場合は、支援連絡会議で協議し定める。ただし、本ルールに定めのない事項で緊急に措置する必要があるときは、本部長の判断で決定することができる。

対策本部長	被災県下水道所管課長
対策本部員	<ul style="list-style-type: none"> (1) ブロック内の県下水道所管課長 (2) ブロック内の政令指定都市担当課長 (3) 各県1市の下水道所管部局長 (4) 日本下水道事業団の内、中国・四国地区の代表窓口として事業団から指名された者。 (5) (公社) 日本下水道協会の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。 (6) (一社) 全国上下水道コンサルタント協会員の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。 (7) (一社) 日本下水道施設業協会員の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。 (8) (公社) 日本下水道管路管理業協会員の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。 (9) (一社) 日本下水道施設管理業協会員の内、中国・四国地区の代表窓口として協会から指名された者。 (10) 全国管工事業協同組合連合会員の内、中国・四国地区の代表窓口として連合会から指名された者。 (11) (公財) 日本下水道新技術機構の内、中国・四国地区の代表窓口として機構から指名された者。 (12) 対策本部長が必要と認めた者。
対策特別本部員	国土交通省（水管理・国土保全局下水道部又は地方整備局）

※ 政令指定都市のある県については、対策本部員（3）の選出は不要とする。

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長 様

下水道対策本部構成団体 各位

関係地方整備局建政部都市・住宅整備課長 様

各ブロック幹事都道府県下水道所管課長 様

中国・四国ブロック下水道対策本部長

中国・四国ブロック下水道対策本部設置報告書

次のとおり中国・四国ブロック下水道対策本部を設置したので報告します。

下水道対策本部設置日		平成 年 月 日	
下水道対策本部設置場所			
下水道対策本部連絡方法	NTT回線	電話	
		FAX	
	国土交通省 マイクロ回線	電話	
		FAX	
	地域衛星通信 ネットワーク	電話	
		FAX	
支援の依頼元自治体		県	
被害の状況・概要			
支援の希望内容			
特記事項			

別紙3

〇〇年〇〇月〇〇日

下水道対策本部員 様

下水道対策特別本部員 様

中国・四国ブロック下水道対策本部長

(〇〇県下水道所管課長)

中国・四国ブロック下水道対策本部への参集について (依頼)

中国・四国ブロックの下水道事業災害時支援に関するルール第6に基づき次のとおり参集をお願いします。

- 1 日 時 : 〇〇年〇〇月〇〇日 () 〇〇 : 〇〇～
- 2 場 所 :
- 3 連 絡 先 :
- 4 特記事項 :

9-6 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）及び県内17市町（乙1から乙17まで）（以下、乙1から乙17までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部（以下「丙」という。）は、乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

（技術支援協力の範囲）

第3条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成等、乙が要請する業務とする。

（技術支援協力の要請）

第4条 乙の丙に対する技術支援協力の要請は、様式第1により第10条に規定する甲の事務局を経由して行うこととし、甲の事務局は、乙の要請をとりまとめた上で、様式第2により第10条に規定する丙の事務局へ要請することとする。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、乙自らが丙の事務局へ要請することができることとする。

2 丙は、前項による要請があった場合、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を様式第3により甲又は乙へ通知することとする。

3 甲及び乙は、前項による通知があった場合、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲は、様式第4により丙へ通知することとする。

4 丙が会員に協力要請する際に、大規模災害等により相当の時間を要すると認められる場合は、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙による協議の上で決定することとする。

（費用）

第5条 乙と業務実施者は、前条第3項による通知後、業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結することとする。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた乙の個々による負担とし、個々に業務実施者と協議することとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙へ請求することとし、乙は、業務実施者の請求に応じて、所定の手続により費用を支払うこととする。

(業務の実施)

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

- 2 甲及び乙は、業務実施者に不備がある場合、支援協力者の中から新たな業務実施者を選定することができることとし、第4条第3項に準じて丙へ通知することとする。

(報告)

第7条 業務実施者は、技術支援協力終了後、速やかに様式第5及び6により乙へ報告することとする。

(広域の被災)

第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定することとする。

(労災及び損害補償など)

第9条 支援業務において労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用することとする。

- 2 業務実施者は、技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲及び乙へ報告しなければならない。
- 3 甲及び乙は、前項による報告を受けた場合、その措置について業務実施者と協議し、決定することとする。
- 4 甲又は乙は、業務実施者が行った技術支援協力において瑕疵があった場合、業務実施者へ修補等を請求することができることとする。
- 5 前項の請求は、乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくこととし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲、乙及び業務実施者が協議して定めることとする。

(事務局及び連絡体制)

第10条 技術支援に係る甲及び丙の事務局及び連絡先は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、愛媛県土木部道路都市局都市整備課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部とする。
- (3) 甲、乙及び丙の連絡先は、別表に掲げるとおりとする。
- (4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更して、乙及び丙へ伝えることとする。

(情報の共有と保護)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を円滑に行うために必要な連絡先等の情報を、相互に共有することとする。

- 2 業務の実施にあたっては、公益社団法人日本下水道協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び日本下水道事業団とも災害支援に関する情報を共有することがある。
- 3 甲、乙及び丙は、個人情報及び行政情報を取り扱う場合、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第12条 甲、乙及び丙は、必要に応じて情報伝達訓練等の合同訓練を行うこととする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有することとし、有効期間は令和2年3月31日までとする。

2 この協定の終了1か月前までに、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに1年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(相互協力)

第14条 この協定に基づく支援の実施にあたっては、県内の被災状況を踏まえて、甲、乙及び丙が相互に協力して対応することとする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

2 甲、乙及び丙は、いずれかがこの協定に違反した場合、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができることとする。

本協定の締結を証するため、本書19通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月22日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県知事 中村 時 広

乙1 松山市二番町四丁目7番地2

松山市長 野 志 克 仁

乙2 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市長 菅 良 二

- 乙3 宇和島市曙町1番地
宇和島市長 岡原文彰
- 乙4 八幡浜市北浜一丁目1番1号
八幡浜市長 大城一郎
- 乙5 新居浜市一宮町一丁目5番1号
新居浜市長 石川勝行
- 乙6 西条市明屋敷164番地
西条市長 玉井敏久
- 乙7 大洲市大洲690番地の1
大洲市長 二宮隆久
- 乙8 伊予市米湊820番地
伊予市長 武智邦典
- 乙9 四国中央市三島宮川4丁目6番55号
四国中央市長 篠原実
- 乙10 西予市宇和町卯之町三丁目434番地1
西予市長 管家一夫

- 乙11 東温市見奈良530番地 1
東温市長 加藤 章
- 乙12 越智郡上島町弓削下弓削210番地
上島町長 宮脇 馨
- 乙13 上浮穴郡久万高原町久万212番地
久万高原町長 河野 忠康
- 乙14 伊予郡松前町大字筒井631番地
松前町長 岡本 靖
- 乙15 伊予郡砥部町宮内1392番地
砥部町長 佐川 秀紀
- 乙16 喜多郡内子町平岡甲168番地
内子町長 稲本 隆壽
- 乙17 西宇和郡伊方町湊浦1993番地 1
伊方町長 高門 清彦
- 丙 広島県広島市西区南観音7丁目13番14号
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中国・四国支部
中国・四国支部長 山地 芳和

9-7 災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定（循環型社会推進課）

愛媛県（以下「甲」という。）と市町（以下「乙」という。）と一般社団法人えひめ産業資源循環協会（以下「丙」という。）とは、災害廃棄物等の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県内において災害が発生した場合に、生活環境の保全及び速やかな復旧・復興を図るため、災害廃棄物等の処理等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害をいう。
- (2) 災害廃棄物等 大規模な災害の発生により生じた廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物をいう。
- (3) 処理等 撤去、収集、運搬、分別、保管、処分及び仮置場の管理並びにこれらに必要な業務をいう。

（協力体制）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく災害時における具体的な協力の内容について継続的に協議を行い、実効性のある協力体制を構築していくものとする。

- 2 甲及び乙は、丙に対して、地域防災計画や災害廃棄物処理計画を提供するものとする。
- 3 丙は、災害時における災害廃棄物等の円滑な処理等が図られるよう、平時から丙の会員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるとともに、災害時においては、丙の会員等の被災状況の把握に努めるものとする。
- 4 丙は、災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるように、災害時に協力可能な丙の会員が保有する人員、車両及び資機材等の数量を把握し、甲及び乙にあらかじめ報告するものとし、変更が生じた場合は、その旨を報告するものとする。

（協力要請）

第4条 乙は、災害時に、丙に対して災害廃棄物等の処理等の実施について協力を要請することができる。

2 前項の協力の要請は、丙に対し、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物等の処理等を行う場所
- (3) 災害廃棄物等の処理等の内容
- (4) 災害廃棄物等の処理等の期間
- (5) その他必要な事項

3 前2項の規定は、甲が乙から要請を受けて丙に対して当該協力を要請する場合について準用する。

（情報提供）

第5条 甲及び乙は、災害廃棄物等の処理等に円滑な協力が得られるよう、丙に被災、復旧の状況等の必要な情報を適宜提供するものとする。

（災害廃棄物等の処理等の実施）

第6条 丙は、第4条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。第11条第1項において同じ。）の要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を調達し、乙の指示に従い、次に掲げる事項に留意し、可能な限り災害廃棄物等の処理等を実施するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
 - (2) 災害廃棄物等の再利用及び再資源化に配慮し、その分別の徹底に努めること。
- 2 丙は、災害廃棄物等の処理等を終了したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、乙に報告するものとする。
- (1) 災害廃棄物等の処理等を実施した場所
 - (2) 実施した災害廃棄物等の処理等の内容
 - (3) 災害廃棄物等の処理等に要した人員、車両及び資機材等
 - (4) 災害廃棄物等の処理等を実施した期間
 - (5) その他必要な事項

（費用負担）

第7条 前条第1項の災害廃棄物等の処理等に要した費用については、原則として乙が負担する。

2 前項の費用の額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、乙と丙が協議の上、決定するものとする。

（費用の請求及び支払）

第8条 乙は、第6条第2項の書面の提出があった場合は、速やかに関係書類を精査するとともに、必要に応じて現地を確認し、適当と認めるときは、前条第2項の規定により決定した金額を丙の請求に基づき支払うものとする。

（損害補償）

第9条 第6条第1項の規定による災害廃棄物等の処理等に伴い、当該処理等の従事者に損害が生じ、又は第三者に損害を及ぼした場合の補償については、乙と丙が協議して誠実に対応するものとする。ただし、丙の責めに帰すべき理由により損害が生じたときは、丙の責任と費用負担をもって誠実に対応するものとする。

（調整）

第10条 甲は、この協定による災害廃棄物等の処理等が円滑に行われるよう、乙及び丙との間並びに関係機関・団体との調整に努めるものとする。

(協力会員)

第11条 第6条第1項の規定にかかわらず、丙は、第4条第1項の要請を受けたときに、丙の会員に災害廃棄物等の処理等の実施を行わせることができる。この場合においては、丙は、災害廃棄物等の処理等の実施を行わせる会員（以下「協力会員」という。）を乙に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合等は、協力会員が乙に報告するものとする。

2 第6条から前条までの規定は、協力会員が災害廃棄物等の処理等の実施を行う場合について準用する。この場合において、第6条第1項中「丙は、第4条第1項の要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を調達し、」とあるのは「第11条第1項に規定する協力会員（以下「協力会員」という。）は、」と、同条第2項及び第7条から前条までの規定中「丙」とあるのは「協力会員」と読み替えるものとする。

(事務委任等)

第12条 第4条（第3項を除く。）、第6条から第9条まで及び前条の規定は、甲が乙から地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務委任を受けて災害廃棄物等を処理する場合その他必要な場合について準用する。

(連絡窓口)

第13条 この協定に関する連絡窓口は、甲及び乙においては災害廃棄物主管課、丙においては一般社団法人えひめ産業資源循環協会事務局とする。

(有効期間)

第14条 この協定は、令和元年 月 日から効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、効力を持続する。

(前協定の廃止)

第15条 甲と丙とが平成15年4月9日に締結した「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」は、廃止する。

(他被災都道府県への応援)

第16条 甲が、他の都道府県における災害廃棄物等の処理等について応援を行うため、丙に協力要請を行った場合においても、丙は、この協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(協議)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書22通を作成し甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年6月24日

松山市一番町四丁目4番地2
甲 愛媛県
知事 中村 時広

松山市二番町四丁目7番地2
乙 松山市
市長 野志 克仁
(他19市町長)

松山市花園町7番地3
丙 一般社団法人えひめ産業資源循環協会
会長 西山 周

愛媛県災害廃棄物処理計画（令和4年9月改定）の概要

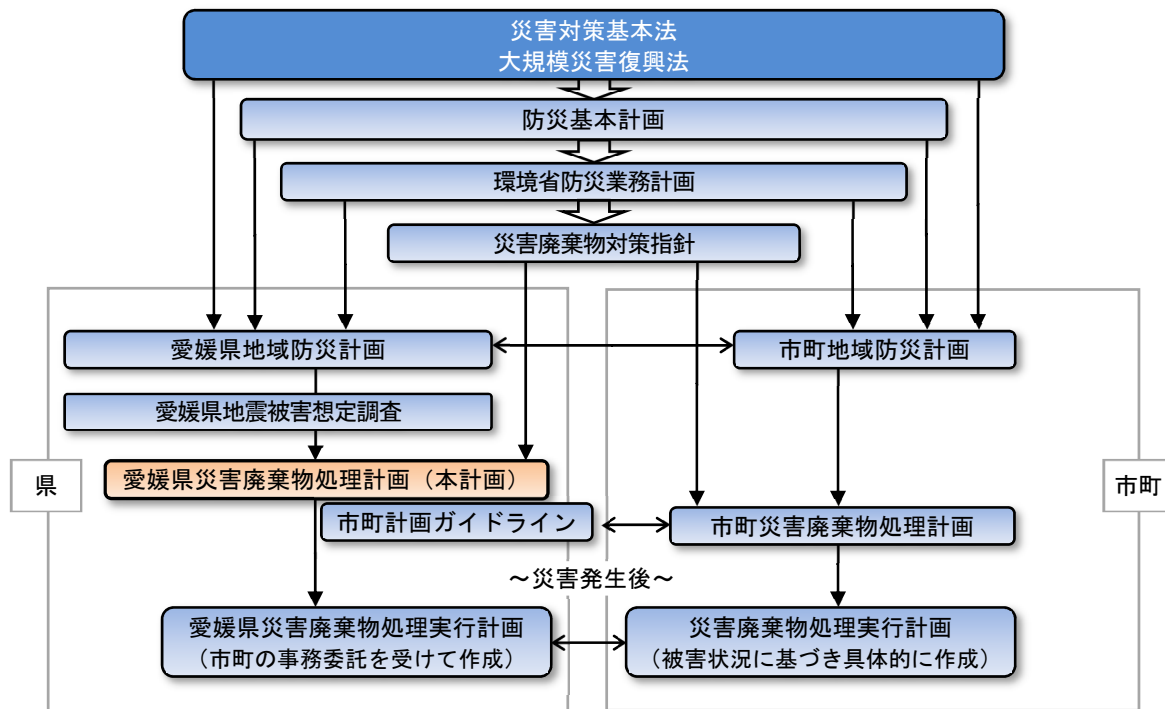
計画の目的

- ▶ 南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した場合における災害廃棄物を復旧・復興の妨げとならないよう、適正かつ迅速に処理
- ▶ 近年多発する気象災害（水害や土砂災害）によって発生する災害廃棄物の特性を把握し、適正かつ迅速に処理
- ▶ 災害発生後の災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にとどめ、県民の生活環境の保全と円滑な復旧・復興を推進

基本的事項

計画の位置付け

- ▶ 国の災害廃棄物対策指針に基づき、愛媛県地域防災計画及び愛媛県地震被害想定調査結果等の内容を踏まえて策定



基本的な考え方

- ▶ 県の災害廃棄物処理に関する実行計画策定のための考え方と、主に県及び市町が実施すべき事項等について整理
- ▶ 県の災害廃棄物処理に関する地域特性を十分に把握し、災害廃棄物処理についての新たな知見や他県・他都市の計画の動向を見据え、実効性の高い計画を策定
- ▶ 国の災害廃棄物対策指針に基づき、愛媛県地域防災計画及び愛媛県地震被害想定調査等を踏まえ、本県の特徴を反映

対象とする災害

- ▶ 地震災害、水害、その他自然災害

想定災害の規模

- ▶ 国の災害廃棄物対策指針及び県の地域防災計画を踏まえ、発生すれば甚大な被害をもたらす南海トラフ巨大地震（基本ケース、陸側ケース）を想定
- ▶ 水害については災害廃棄物発生量の事前推計方法が確立されていないため、災害発生後の被害把握・推計方法を提示

対象とする災害廃棄物

- ▶ 災害廃棄物とは、地震災害、水害及びその他自然災害によって一時的かつ大量に発生する廃棄物をいい、本計画では津波堆積物も含む
 - ・ 災害によって発生する廃棄物（コンクリートがら、木質系廃棄物、津波堆積物など）
 - ・ 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（避難所ごみ、仮設トイレのし尿など）

計画の特長

災害廃棄物処理計画の内容

- 3つの段階に応じた的確な計画事項の選定ができるよう、**平常時、応急対応時、復旧・復興時**で整理

平常時（災害予防）

発災時における混乱を避けるため、情報収集・連絡体制や協力支援体制の整備、職員の教育訓練、気候変動適応策等、平常時に行う作業について整理

応急対応時

発災前（災害発生懸念時） 情報収集・連絡体制の確認等、発災前の事前対応について整理

発災直後～数日間 人命救助、被災者の健康確保を優先的に行う必要があるとともに、被害状況の全貌が明らかとなっていないため、初動期の緊急性の高い作業について整理

数日後～3か月程度 被災状況の全貌が明らかとなり、避難所生活が本格化し、災害廃棄物の処理が徐々に始まるため、本格的な処理に向け、作業が必要な事項について整理

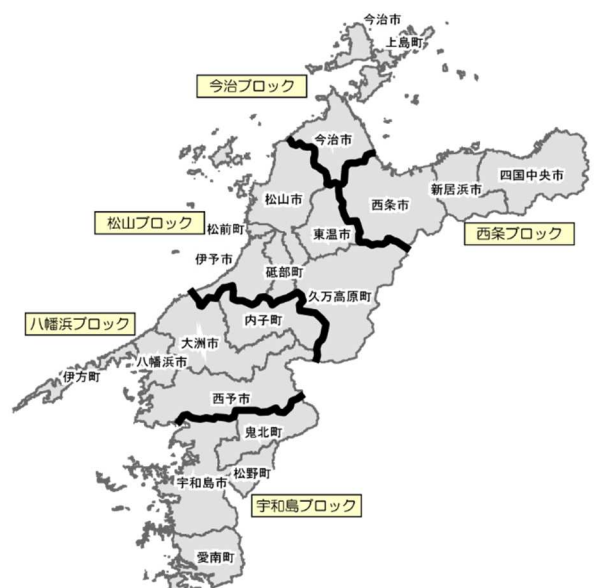
復旧・復興時（3か月以降～目標期間）

本格的な処理を進めるため、被災状況を基に、平常時に作成した災害廃棄物処理計画等を見直し、作業の実施状況や災害廃棄物推計量等の見直し事項、災害廃棄物処理実行計画への反映事項について整理

計画の見直し

- 県内を**5つの広域ブロック**に分け、災害廃棄物の処理にあたっては、それぞれの**地域特性**を十分に考慮
- 災害廃棄物処理の実施方法について、**組織体制・指揮命令系統、管理体制や民間事業者との連携強化内容**を整理
- 処理期間は、**3年間**を基本としながら、柔軟に検討
- 多様なケースに対応できるよう、適切な災害廃棄物発生規模の検討ケースを設定（①災害廃棄物発生量の試算、②既存処理施設能力の推計、③仮置場必要面積の推計）

県内の広域ブロック



災害廃棄物発生量の試算

「愛媛県地震被害想定調査報告書」にある建物被害棟数、津波浸水面積等の被害データを使用し、国の災害廃棄物対策指針に示される計算方法を用いて、市町別、県内広域ブロック別に災害廃棄物発生量を詳細に試算

対象とする災害の規模	災害廃棄物発生想定量
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	1,172 万トン
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	3,513 万トン

既存処理施設能力の推計

既存廃棄物処理施設の有効処理能力（焼却：10万トン/年、破砕：154万トン/年、最終処分：50万トン/年）
復旧・復興段階での有効に機能する廃棄物処理施設の把握

仮置場必要面積の推計

対象とする災害の規模	仮置場必要面積(ha) ^{※1}		
	一次仮置場 ^{※2}	二次仮置場 ^{※3}	計
南海トラフ巨大地震（基本ケース）	308	342	650
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	938	1,042	1,980

※1 一次仮置場への混合集積、二次仮置場での比較的大規模の処理を行う場合

※2 一次仮置場：災害廃棄物の発生箇所ですぐそばで、主に一時的な仮置きを行う仮置場

※3 二次仮置場：比較的面積が大きく、主に災害廃棄物の破砕・選別、焼却処理等を行う仮置場

- 5つの県内広域ブロック別に、各想定災害規模での処理フローを提示することにより、**地域の実状に即した体制の構築促進**
- 災害廃棄物発生量の推計及び県下の廃棄物処理施設的能力算定により、基本ケース以上の災害規模の場合は**県内仮設処理の設置又は広域処理、災害規模に応じて、県内広域ブロック内での相互協力、県内での相互協力、四国ブロック内での相互協力**
- 国の支援制度や災害廃棄物対策四国ブロック協議会の相互協力など広域連携の活用
- 定期的な訓練や過去の被災経験を通して実効性があるものに改善できるよう、**計画見直し**の考え方を提示

9 - 9

市町災害廃棄物処理計画 策定ガイドライン

平成 28 年 4 月

愛媛県

【目次】

はじめに.....	1
(1) 市町災害廃棄物処理計画策定ガイドラインについて.....	1
(2) 市町災害廃棄物処理計画の構成.....	1
(3) 策定ガイドラインの使用方法.....	3
1 基本的事項.....	4
(1) 背景及び目的.....	4
(2) 処理計画の位置付け.....	6
(3) 対象とする災害.....	7
(4) 対象とする業務と災害廃棄物.....	7
2 平常時（災害予防）.....	9
2-1 組織体制.....	9
(1) 内部組織と指揮命令系統.....	9
(2) 情報収集と連絡体制.....	11
(3) 協力・支援体制.....	13
(4) 職員への教育訓練.....	15
2-2 一般廃棄物処理施設.....	16
(1) 一般廃棄物処理施設の災害対策.....	16
(2) 一般廃棄物処理施設の事業継続計画.....	17
(3) 仮設トイレ等し尿処理.....	18
(4) 避難所ごみ.....	20
2-3 災害廃棄物処理.....	22
(1) 発生想定量と施設処理可能量.....	22
(2) 処理方針.....	25
(3) 処理フロー.....	26
(4) 仮置場.....	27
(5) 収集運搬.....	29
(6) 環境対策と環境モニタリング.....	30
(7) 仮設中間処理施設.....	31
(8) 損壊家屋等の解体・撤去.....	33
(9) 分別・処理・再資源化.....	35
(10) 最終処分.....	36
(11) 広域的処理・処分.....	37
(12) 有害物・危険物・処理困難物等の対策.....	37
(13) 津波堆積物.....	39
(14) 思い出の品.....	40
(15) 許認可の取扱い.....	40
(16) 住民等への啓発・広報.....	41
3 応急対応時.....	42
3-1 初動期（発災直後～数日間）.....	42
(1) 仮設トイレの設置.....	42
(2) し尿の収集・運搬.....	43
(3) ごみ処理施設の被害状況把握.....	43

(4) 自衛隊等との連携	44
(5) 道路上の災害廃棄物の撤去	44
(6) 有害物・危険物・適正処理困難物等の把握	45
(7) 相談窓口の設置	45
(8) 住民への啓発・広報	46
3-2 応急対応（数日後～3カ月程度）	47
(1) 災害廃棄物発生量・施設処理可能量の推計	48
(2) 収集運搬体制の確保	49
(3) 仮置場の確保	49
(4) 倒壊の危険のある建物の撤去	51
(5) 有害物・危険物・適正処理困難物の撤去	52
(6) 一般廃棄物処理施設の補修及び稼働	52
(7) 避難所ごみ等生活ごみの処理	53
(8) 腐敗性廃棄物の優先処理	53
(9) 仮設トイレの管理	54
4 復旧・復興時	55
4-1 災害廃棄物処理	55
(1) 処理フローと処理スケジュール	56
(2) 収集運搬の実施	56
(3) 仮置場の管理・運営	57
(4) 環境モニタリングの実施	59
(5) 被災自動車、船舶等	59
(6) 選別・破碎・焼却処理施設の設置	61
(7) 最終処分受入先の確保	61
(8) 災害廃棄物処理実行計画	62
4-2 その他注意事項	64
(1) 復興資材の活用	65
(2) 土壌汚染対策法	66
(3) 生活環境影響調査	66
(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金	67
(5) 廃棄物処理法による再委託	68
(6) 産業廃棄物処理事業者の活用	68
(7) 腐敗性廃棄物等の海洋投棄	69
(8) 地元雇用	70

【参考資料】

- 1 広域応援及び災害廃棄物関係支援協定一覧
- 2 災害時の仮設トイレ対応
- 3 避難所ごみへの対応
- 4 仮置場の設置・撤去手続き
- 5 仮設廃棄物処理施設設置の手続き
- 6 損壊家屋等の解体撤去
- 7 有害物・危険物・適正処理困難物等への対応
- 8 思い出の品の取扱い

(1) 市町災害廃棄物処理計画策定ガイドラインについて

市町災害廃棄物処理計画（以下「市町処理計画」という。）は、国が示した「災害廃棄物対策指針」に基づいて策定する計画で、今後想定される大規模地震等の災害で発生する災害廃棄物処理を円滑に実施するために、必要な基本的事項を示すものです。

市町災害廃棄物処理計画策定ガイドライン（以下「策定ガイドライン」という。）は、できるだけ簡便に作成方法を示すことで、各市町での災害廃棄物処理計画の円滑な作成が行われることを目的としています。

(2) 市町災害廃棄物処理計画の構成

市町処理計画は、「災害廃棄物対策指針」を参考に、「愛媛県災害廃棄物処理計画」（以下「県処理計画」という。）や「市町地域防災計画」と整合を図り作成します。

「平常時」、「応急対応時」、「復旧・復興時」の各段階において必要となる基本的事項を取りまとめるとともに、周辺をはじめとする市町等に対し協力・支援を行うことも想定し、必要事項を取りまとめます。

市町災害廃棄物処理計画の構成

1 基本的事項

- (1) 背景及び目的
- (2) 処理計画の位置付け
- (3) 対象とする災害
- (4) 対象とする業務と災害廃棄物

2 平常時(災害予防)

2-1 組織体制

- (1) 内部組織と指揮命令系統
- (2) 情報収集と連絡体制
- (3) 協力・支援体制
- (4) 職員への教育訓練

2-2 一般廃棄物処理施設等

- (1) 一般廃棄物処理施設の災害対策（施設概要と耐震化状況）
- (2) 一般廃棄物処理施設の事業継続計画
- (3) 仮設トイレ等し尿処理
- (4) 避難所ごみ

2-3 災害廃棄物処理

- (1) 発生想定量と施設処理可能量
- (2) 処理方針（期間、費用、最終処分方法）
- (3) 処理フロー
- (4) 仮置場
- (5) 収集運搬
- (6) 環境対策と環境モニタリング
- (7) 仮設中間処理施設
- (8) 損壊家屋等の解体・撤去

- (9) 分別・処理・再資源化
- (10) 最終処分
- (11) 広域的処理・処分
- (12) 有害廃棄物・処理困難物対策
- (13) 津波堆積物
- (14) 思い出の品
- (15) 許認可の取扱い
- (16) 住民等への啓発・広報

3 応急対応時

3-1 初動期（発災直後～数日間）

- (1) 仮設トイレの設置（必要基数の確保等）
- (2) し尿の収集・運搬（受入施設の確保）
- (3) ごみ処理施設の被害状況把握
- (4) 自衛隊等との連携
- (5) 道路上の災害廃棄物の撤去
- (6) 有害物・危険物・適正処理困難物の把握
- (7) 相談窓口の設置
- (8) 被災者への啓発・広報

3-2 応急対応（発災～3か月程度）

- (1) 災害廃棄物発生量・施設処理可能量の推計
- (2) 収集運搬体制の確保
- (3) 仮置場の確保
- (4) 倒壊の危険のある建物の撤去
- (5) 有害物・危険物・適正処理困難物等の撤去
- (6) 一般廃棄物処理施設の補修及び稼働
- (7) 避難所ごみ等生活ごみの処理
- (8) 腐敗性廃棄物の優先処理
- (9) 仮設トイレの管理

4 復旧・復興時

4-1 災害廃棄物処理

- (1) 処理フローと処理スケジュール
- (2) 収集運搬の実施
- (3) 仮置場の管理・運営
- (4) 環境モニタリングの実施
- (5) 被災自動車、船舶等
- (6) 選別・破碎・焼却処理施設の設置
- (7) 最終処分受入先の確保
- (8) 災害廃棄物処理実行計画

4-2 その他注意事項

- (1) 復興資材の活用
- (2) 土壌汚染対策
- (3) 生活環境影響調査
- (4) 災害等廃棄物処理事業費補助金
- (5) 廃棄物処理法による再委託
- (6) 産業廃棄物処理事業者の活用
- (7) 腐敗性廃棄物等の海洋投棄
- (8) 地元雇用

(3) 策定ガイドラインの使用方法

策定ガイドラインは、市町処理計画作成に関する解説及び、具体的な記載例を記述しています。また、重要な項目については、より詳細な対応方法等や事例等を記載した参考資料を作成しています。

これらを参考として、県処理計画に示す地域特性を踏まえて市町処理計画を作成してください。

【解説】

その項の内容を説明しています。市町処理計画を作成するに当たり、必要となる考え方等を記載しています。

【記載例】

具体的な記載内容を例示しています。記載例を参考に地域特性等を考慮して作成してください。

【参考資料】

- 1 広域応援及び災害廃棄物関係支援協定一覧
- 2 災害時の仮設トイレ対応
- 3 避難所ごみへの対応
- 4 仮置場の設置・撤去手続き
- 5 仮設廃棄物処理施設設置の手続き
- 6 損壊家屋等の解体撤去
- 7 有害物・危険物・適正処理困難物等への対応
- 8 思い出の品の取扱い

1 基本的事項

市町処理計画の基本的事項について、以下の事項を整理し、示します。

- (1) 背景及び目的
- (2) 処理計画の位置付け
- (3) 対象とする災害
- (4) 対象とする業務と災害廃棄物

解説

(1) 背景及び目的

・市町においては、以下の内容を参考に「背景及び目的」を記載してください（県処理計画1頁参照）。

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災からの教訓に加え、各市町の地域防災計画に示される災害の特徴を考慮しながら、防災的観点から発災前に可能な限り対策を講じておくことが重要です。
- 地方公共団体が発災前に準備するための国の指針として、「災害廃棄物対策指針（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、平成26年3月）」が示されています。
- この指針では、「地方公共団体は、本指針に基づき都道府県地域防災計画及び市町地域防災計画と整合を取りながら、処理計画の作成を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行う」ことが求められています。
- 市町処理計画は、国が策定した「災害廃棄物対策指針」を参考に、県処理計画や市町地域防災計画と整合を取り、災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的としてとりまとめます。
- 併せて、市町が被災市町になることを想定し、災害予防、災害応急対策、復旧・復興等に必要となる事項とともに、支援側となった場合に想定される事項も合わせ、基本的事項を取りまとめる必要があります。
- 今後、国等から示される計画・データや、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行ってください。

1. 基本的事項

(1) 背景及び目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災からの教訓に加え、各市町の地域防災計画に示される災害の特徴を考慮しながら、防災的観点から発災前に可能な限り対策を講じておくことが重要である。

地方公共団体が発災前に準備するための国の指針として、「災害廃棄物対策指針（環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部、平成 26 年 3 月）」が示されており、この指針では、「地方公共団体は、本指針に基づき都道府県地域防災計画及び市町地域防災計画と整合を取りながら、処理計画の作成を行うとともに、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行う」ことが求められている。

「〇〇市災害廃棄物処理計画」（以下「市町処理計画」という。）は、「災害廃棄物対策指針」を参考に、県処理計画や〇〇市地域防災計画と整合を取り、災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的としてとりまとめたものである。

また、市町が被災市町になることを想定し、災害予防、災害応急対策、復旧・復興等に必要となる事項とともに、支援側となった場合に想定される事項も合わせ、基本的事項を取りまとめている。

なお、今後国等から示される計画・データや、防災訓練等を通じて計画を確認し、継続的な見直しを行っていくこととする。

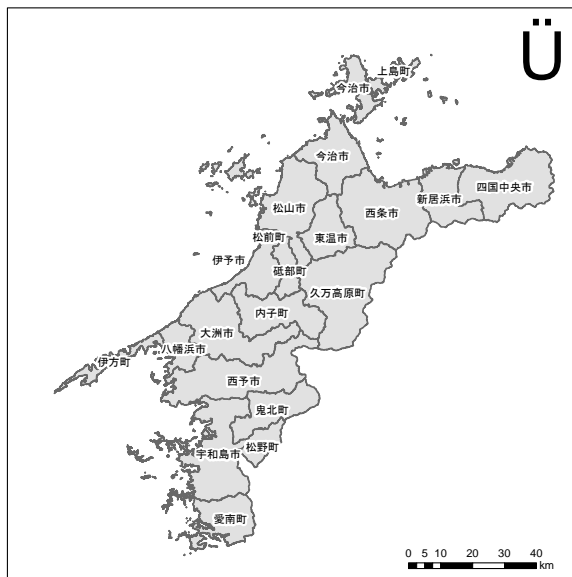


図 1 〇〇市位置図

解説

(2) 処理計画の位置付け

- 「災害廃棄物対策指針」及び県処理計画を踏まえ、市町としての対応や役割が明確になる計画としてください（県処理計画 1、2 頁参照）。
- 災害廃棄物は一般廃棄物とされていますので、第一義的な処理の責任は市町が負うこととなりますが、市町単独での処理が困難と想定される場合には、その場合の対応方針も策定する計画に盛り込んでください。
- 計画の実効性を確保するため、計画は適宜見直しを行うよう配慮してください。

記載例

(2) 処理計画の位置付け

市町処理計画の位置付けは、図 2 のとおりである。

計画の基本的な考え方は、以下のとおりである。

- ・国の「災害廃棄物対策指針」及び県処理計画を踏まえた内容とする。
- ・災害廃棄物は一般廃棄物とされており、第一義的な処理の責任は市町が負うことになるが、本市単独での処理が困難と想定される場合には、その場合の対応方針も盛り込んだ計画とする。
- ・実効性を確保するため、計画は定期的に見直しを行う。

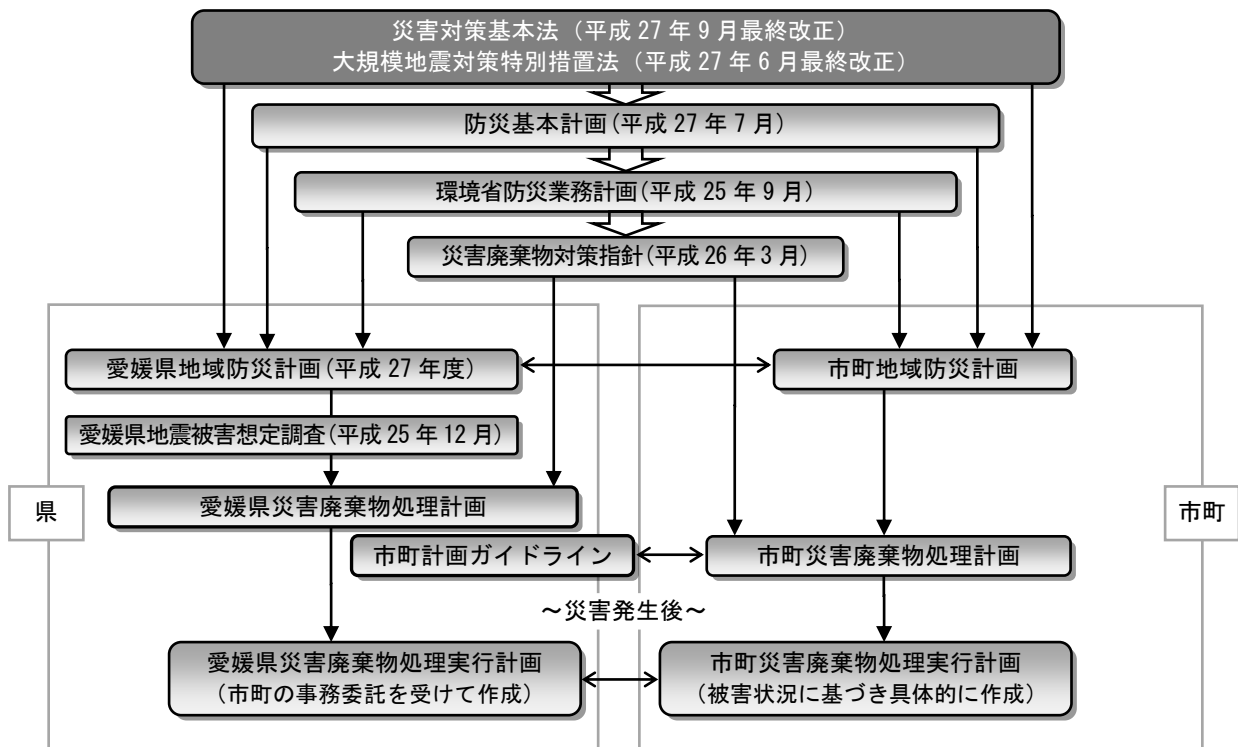


図 2 市町災害廃棄物処理計画の位置付け

▶▶▶ 解説

(3) 対象とする災害

- 市町処理計画においては、市町地域防災計画又は県処理計画に基づき想定するとともに、地域状況に応じて考慮して下さい（県処理計画 3～5 頁参照）。
- 県処理計画との整合を図るため、基本的には被害想定を県と同じ南海トラフ巨大地震のうち、基本ケース、陸側ケースの 2 ケース（以下それぞれ「基本ケース」、「陸側ケース」という。）とすることが望ましいが、2 ケースの廃棄物発生想定量が類似している場合や、2 ケース以外の地震の被害が大きい場合等、各市町の地域の実情に応じた被害を想定してください。

■ 記載例

(3) 対象とする災害

市町処理計画においては、市町地域防災計画に基づき、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波として南海トラフ巨大地震（基本ケース、陸側ケース）を想定する。

▶▶▶ 解説

(4) 対象とする業務と災害廃棄物

- 対象とする業務は、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけでなく、「二次災害の防止」や作業の一貫性と迅速性の観点から、「個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去」等も含まれます。
- 「災害廃棄物対策指針」を参考に記述してください。
- 対象とする災害廃棄物は、県処理計画を参考に記述してください。なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は市町処理計画の対象としません。また、道路や鉄道等の公共施設等からの廃棄物の処理については、管理者が行うのが基本です（県処理計画 6 頁参照）。

■ 記載例

(4) 対象とする業務と災害廃棄物

市町処理計画において対象とする業務は、以下のとおり、一般的な廃棄物処理業務である収集・運搬、再資源化、中間処理、最終処分だけでなく、「二次災害の防止」や作業の一貫性と迅速性の観点から、「個人及び中小企業の損壊家屋・事業所等の解体・撤去」等も含むものとする。

- ・撤去
- ・解体・撤去
- ・収集・運搬
- ・再資源化（リサイクルを含む）
- ・中間処理（破碎、焼却等）・最終処分

- ・二次災害（強風による災害廃棄物の飛散、ハエなどの害虫の発生、発生ガスによる火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊など）の防止
- ・進捗管理
- ・広報
- ・上記業務のマネジメント及びその他廃棄物処理に係る事務等

市町処理計画において対象とする災害廃棄物は、表1及び表2に示すとおりである。なお、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は市町処理計画の対象としない。また、道路や鉄道等の公共施設等からの廃棄物の処理については、管理者が行うのが基本である。

表1 対象とする廃棄物（災害によって発生）


種 類	備 考
不燃性混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等
可燃性混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等
木質系廃棄物（木くず）	家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木
コンクリートがら	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片
廃家電*	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、被災により使用できなくなったもの
廃自動車*	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
廃船舶	被災により使用できなくなった船舶
思い出の品	写真、賞状、位牌、貴重品等
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
その他	腐敗性廃棄物（畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等）、有害物（石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、CCA・有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等）、危険物（消火器、ボンベ類等）、漁具、石膏ボード、タイヤ、海中ごみ等

※リサイクル可能なものは各リサイクル法に基づき処理を行う。

表2 対象とする廃棄物（被災者や避難者の生活に伴い発生）

種 類	備 考
生活ごみ	被災により家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ、使用済簡易トイレ等
仮設トイレのし尿	避難所等から排出される汲み取りし尿

※平常時に排出される生活に係るごみは対象外とする。



2 平常時（災害予防）

2-1 組織体制

災害時において、迅速に適切な初期活動を行うことは極めて重要であるため、事前に組織体制について、以下の事項を整理し、示します。

- (1) 内部組織と指揮命令系統
- (2) 情報収集と連絡体制
- (3) 協力・支援体制
- (4) 職員への教育訓練



解説

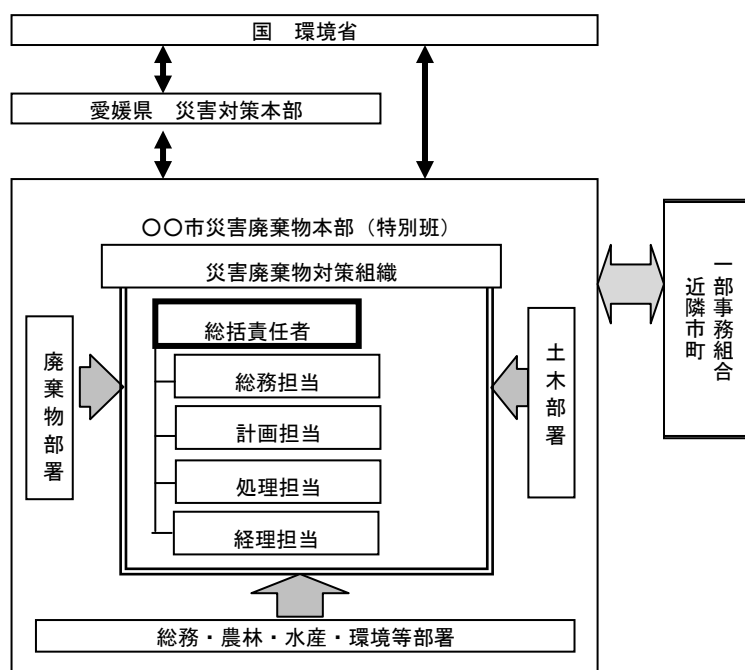
(1) 内部組織と指揮命令系統

- 事前に体制や指示系統を整理し、各部署や関係者との調整を含めた組織体制・指揮系統を構築することが重要となります（県処理計画 11 頁参照）。
- 災害廃棄物処理を担当する組織として、総括、指揮を行う意思決定部門、土木・建築計画者の確保、災害対策経験者の受け入れ等の視点を検討するとともに、市町の実情にあった組織体制を構築してください。

2-1 組織体制

(1) 内部組織と指揮命令系統

被災時における内部組織体制として、本市の地域防災計画に基づき、「災害対策本部」を設置する。災害廃棄物対策における内部組織体制は、図3を基本とする。



出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアル（一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成24年5月）に加筆

図3 災害廃棄物対策における内部組織体制

内部組織体制構築に当たり考慮すべき点は、表3のとおりである。

表3 内部組織体制構築に当たり考慮すべき点

ポイント	内容
統括責任者が意思決定できる体制	正確な情報収集と指揮を速やかに行うため、総括責任者を決め、ある程度の権限を確保する。
土木・建築職経験者の確保	家屋解体や散乱物の回収は、土木・建築工事が中心であり、その事業費を積算し設計書等を作成する必要があるため、土木・建築職の経験者を確保する。
災害対策経験者の受け入れ	円滑な災害対応を進めるため、東日本大震災や阪神・淡路大震災を経験した地方公共団体の職員に応援を要請し、アドバイザーとして各部署に配置する。

▶▶▶ 解説

(2) 情報収集と連絡体制

- 災害対策を迅速かつ的確に実施するため、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図るようにしてください。連絡先については、別紙にリストアップしてください（県処理計画 12、13 頁参照）。
- 市町が収集すべき情報例を「災害廃棄物処理に係る広域体制の手引き」（環境省、平成 22 年 3 月）や国のホームページ等を参考に示し、定期的な情報収集を行ってください（表 4 参照）。

- ・関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報連絡の多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化
- ・職員及び所管施設等に対する情報連絡体制の明確化
- ・迅速かつ的確な災害情報の収集のため、民間事業者団体等からの多様な災害関連情報等の収集体制の構築

表 4 活用できる災害廃棄物処理データベース

データベース名	照会先
環境省災害廃棄物対策指針 情報ウェブサイト	http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/index.html
(国研) 国立環境研究所 災害廃棄物情報プラットフォーム	http://dwasteinfo.nies.go.jp/index.html
廃棄物資源循環学会 「災害廃棄物対策・復興タスクチーム」	http://eprc.kyoto-u.ac.jp/saigai/index.html
JW 災害廃棄物処理支援システム	http://www.jwnet.or.jp/jwnet/saigai/index.html
災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net)	http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/d_waste_net.html

記載例

(2) 情報収集と連絡体制

災害対策を迅速かつ的確に実施するため、職員に対する情報連絡体制の充実強化、関係行政機関、関係地方公共団体、民間事業者団体等との緊密な防災情報連絡体制の確保を図る。関係機関の連絡先は、別紙のとおりである。

本市が収集すべき情報例を表5に示す。これらの情報は、時間経過とともに更新されるため、定期的な情報収集を行う。

表5 災害時の情報共有項目例

項目	内容	応急対応時	復旧・復興時
職員・施設被災	職員の参集状況	○	○
	廃棄物処理施設の被災状況	○	○
	廃棄物処理施設の復旧計画／復旧状況	○	○
災害用トイレ	上下水道及び施設の被災状況	○	○
	上下水道及び施設の復旧計画／復旧状況	○	○
	災害用トイレの配置計画と設置状況	○	○
	災害用トイレの支援状況	○	○
	災害用トイレの撤去計画・撤去状況	—	○
	災害用トイレ設置に関する支援要請	○	○
し尿処理	収集対象し尿の推計発生量	○	○
	し尿収集・処理に関する支援要請	○	○
	市町等のし尿処理計画	○	○
	し尿収集・処理の進捗状況	○	○
	し尿処理の復旧計画・復旧状況	○	○
生活ごみ処理	ごみの推計発生量	○	○
	ごみ収集・処理に関する支援要請	○	○
	市町等のごみ処理計画	○	○
	ごみ収集・処理の進捗状況	○	○
	ごみ処理の復旧計画・復旧状況	○	○
災害廃棄物処理	家屋の倒壊及び焼失状況	○	—
	災害廃棄物の推計発生量及び要処理量	○	○
	災害廃棄物処理に関する支援要請	○	○
	災害廃棄物処理実施計画	○	○
	解体撤去申請の受付状況	○	○
	解体業者への発注・解体作業の進捗状況	○	○
	解体業者への支払業務の進捗状況	○	○
	仮置場の配置・開設準備状況	○	—
	仮置場の運用計画	○	—
	再利用・再資源化／処理・処分計画	○	○
	再利用・再資源化／処理・処分の進捗状況	—	○

出典：災害廃棄物処理に係る広域体制の手引き（環境省、平成22年3月）に加筆

(3) 協力・支援体制

参考資料 1 広域応援及び災害廃棄物関係支援協定一覧

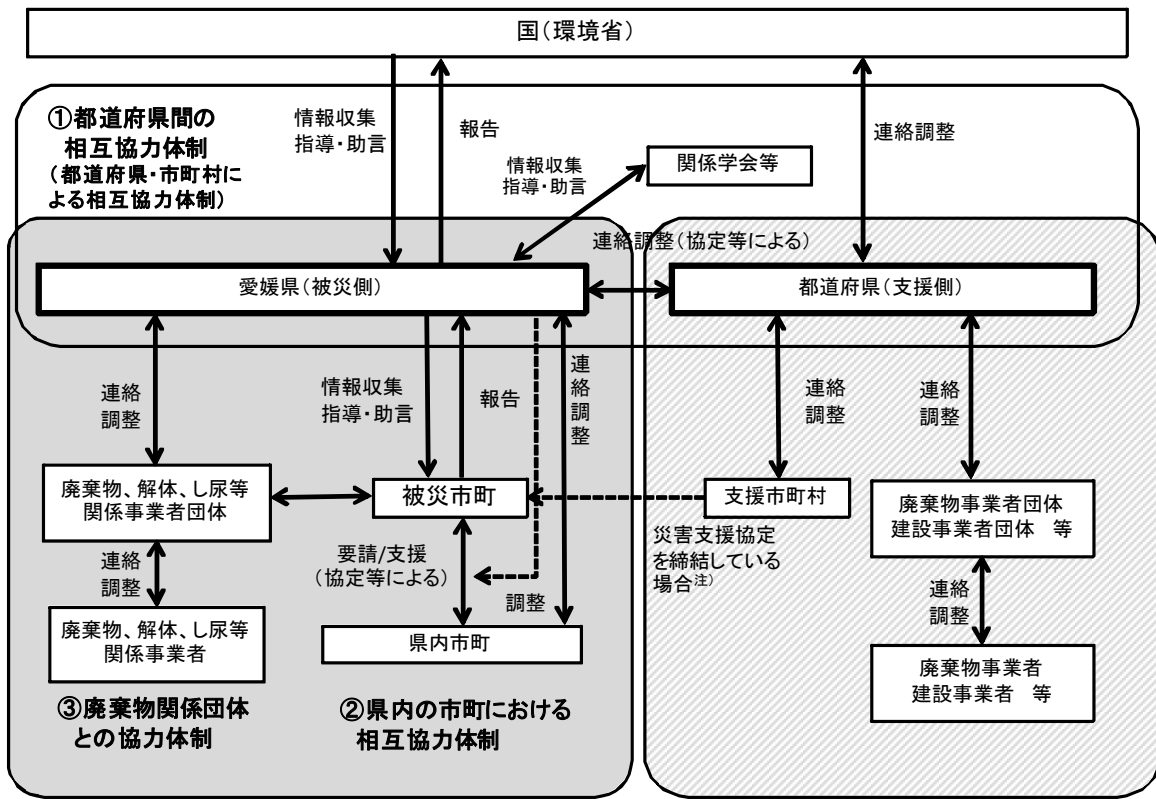
- 県処理計画の被災時における外部との協力体制は、広域的な相互協力を視野に入れた体制としています（県処理計画 14、15 頁参照）。
- 県内市町の連絡体制は市町が個別に調整することを原則としており、県域を越えた広域体制については、「危機事象発生時の四国 4 県広域応援に関する基本協定」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」等が締結されており、その協定等に基づき、県が具体的な協力要請を行うこととしています。
- 県において、「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」、「災害時における廃棄物処理の協力に関する協定」、「災害時における仮設トイレの供給に関する協定」及び「災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定」等により、各団体等との協力体制が円滑に機能するように、訓練等を通じた連絡体制の確認を継続して行うこととしています。
- 市町では、県に被災状況を報告するとともに、県に対し災害廃棄物処理等に必要な人員の派遣や機材等の提供を要請します。また、支援する側に立った体制も検討する必要があります。
- 県から情報収集、支援・助言を受けながら、自衛隊や警察、消防、周辺の地方公共団体、一般廃棄物事業者団体及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連絡体制・相互協力体制の構築、災害支援協定の締結を図るようにしてください。

(3) 協力・支援体制

市町処理計画の被災時における外部との協力体制は、図4のとおり広域的な相互協力を視野に入れた体制とする。

平常時から、自衛隊や警察、消防、周辺の地方公共団体、一般廃棄物事業者団体及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の連絡体制・相互協力体制の構築、災害支援協定の締結を図る。

また、県内市町の連絡体制は市町が個別に調整することが原則とされているが、市が被災し、単独での災害廃棄物処理が困難な場合には、広域応援及び災害廃棄物関係支援協定に基づき、県に具体的な協力要請を行う。その場合、県に被災状況を報告するとともに、県から情報収集、指導・助言を受けながら、災害廃棄物処理を進める。



※政令指定都市間や姉妹都市関係にある市町間では、直接協力・支援が行われる場合がある。
 出典：災害廃棄物対策指針（環境省、平成26年3月）に加筆

図4 県内及び県外との協力・支援体制

▶▶▶ 解説

(4) 職員への教育訓練

- 策定した処理計画の記載内容について、平常時から職員に周知するとともに、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育訓練を継続的に行ってください（県処理計画 15 頁参照）。
- 県・市町・関係団体等が参加して情報交換等を行う連絡会、災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する知識・経験を有する専門家等の講師を交えた研修会（セミナー等）の開催又は参加等により、人材の育成を図ってください。
- 処理計画の内容が適切に運用・実施されるよう発災後数日程度が経過した時点を想定した訓練を行い、課題の抽出と改善策を検討してください。

■ ■ 記載例

(4) 職員への教育訓練

本市は、処理計画の記載内容について、平常時から職員に周知するとともに、災害時に処理計画が有効に活用されるよう教育訓練を継続的に行っていく。

また、県・市町・関係団体等が参加して情報交換等を行う連絡会、災害廃棄物や産業廃棄物処理技術に関する研修会等への参加等により、人材の育成を図る。

さらに、処理計画の内容が適切に運用・実施されるよう、発災時を想定した訓練を行い、課題の抽出と改善策を検討し、処理計画へ適宜反映する。

2-2 一般廃棄物処理施設

災害に強い一般廃棄物処理施設とするため、(1)一般廃棄物処理施設の災害対策、(2)一般廃棄物処理施設の事業継続計画、(3)仮設トイレ等し尿処理、(4)避難所ごみについて検討し、対策等を示します。

解説

(1) 一般廃棄物処理施設の災害対策

- 地震（津波を含む）及び水害に強い一般廃棄物処理施設とするため、既存の施設については耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃（難燃）堅牢化、浸水対策等を図り、新設の処理施設は耐震性・浸水対策及び地域防災拠点化等を考慮した施設づくりに努めてください（県処理計画 15、16 頁参照）。
- 廃棄物処理施設へのライフラインの耐震性の向上や、必要に応じ予備冷却水の確保、焼却施設の運転に必要な薬剤などの確保、再稼働時に必要な非常用発電機の設置等を検討してください。
- 廃棄物処理に係る災害等応急体制を整備するため、一般廃棄物処理施設等の補修に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制構築を検討してください。
- 上記を検討するため、また、災害廃棄物の広域的処理・処分における受入側になることも検討するため、保有する施設の概要と耐震化の状況をあらかじめ調査・整理することが必要です。
- 被災し一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成してください。

記載例

(1) 一般廃棄物処理施設の災害対策

本市の保有する一般廃棄物処理施設の概要と災害対策計画を表6に示す。

〇〇ごみ焼却場については、運転に必要な薬剤の確保、再稼働時に必要な非常用発電機の設置等を行う。また、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を構築する。〇〇粗大ごみ処理施設及び〇〇最終処分場については、補修に必要な資機材の備蓄等を行う。〇〇し尿処理施設については、今後耐震化調査を実施の予定である。

また、被災し一時停止した一般廃棄物処理施設等を修復・復旧するための点検手引きをあらかじめ作成する。

表6 一般廃棄物処理施設の災害対策計画

施設名	供用開始年度	施設規模	災害対策計画
〇〇ごみ焼却場	平成〇年	〇〇トン/日	薬剤の確保、非常用発電機の設置等
〇〇粗大ごみ処理施設	平成〇年	〇〇トン/日	必要な資機材の備蓄
〇〇最終処分場	平成〇年	〇〇〇〇m ³	必要な資機材の備蓄
〇〇し尿処理施設	平成〇年	〇キリットル/日	今後耐震化調査を実施予定

(2) 一般廃棄物処理施設の事業継続計画

- 事業継続計画（BCP）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急事業及び継続性の高い通常事業（以下「非常時優先事業」という。）を特定するとともに、非常時優先事業の事業継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時にあっても、適切な事業執行を行うことを目的とした計画となります（県処理計画 16 頁参照）。
- 内閣府（防災担当）では、地方公共団体における地震発災時を想定した事業継続体制に係る検討を支援することを目的として、事業継続の検討に必要な事項及び手法等を取りまとめた「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説(平成 22 年 4 月)」を策定したほか、廃棄物処理施設整備計画(平成 25 年 5 月 31 日閣議決定)においては、施設の耐震化、浸水対策等を推進し廃棄物処理システムの強靱化を確保することが求められており、国土強靱化基本計画(平成 26 年 6 月 3 日閣議決定)に基づく国土強靱化アクションプラン 2014 では、大規模自然災害発生後においても、再建・回復できる条件を整備することとされています。
- したがって、市町が保有する一般廃棄物処理施設は災害廃棄物処理の拠点となるべき施設であり、これらの観点からも、事業継続計画の策定が必要となります。

記載例

(2) 一般廃棄物処理施設の事業継続計画

事業継続計画（BCP）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急事業及び継続性の高い通常事業（以下「非常時優先事業」という。）を特定するとともに、非常時優先事業の事業継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模災害時にあっても、適切な事業執行を行うことを目的とした計画である。

本市の廃棄物処理施設は災害廃棄物処理の拠点となるべき施設であり、これらの観点からも、廃棄物処理施設の事業継続計画について、〇〇までに策定する。

(3) 仮設トイレ等し尿処理

☞ 参考資料 2 災害時の仮設トイレ対応

- 被災の初期段階では、断水や避難者の集中によりトイレが不足することから、多くの仮設トイレが必要になると想定され、仮設トイレの設置により、新たにし尿の処理が必要になると想定されます（県処理計画 17～23 頁参照）。
- そのため、仮設トイレの必要数を想定した上で地区別の配置計画を策定するとともに、し尿処理体制の構築を検討する必要があります。

⇒想定必要数

「1 (3) 対象とする災害」で想定した被害規模から、仮設トイレの必要数を推計してください。

⇒地区別配置計画

市町地域防災計画等に基づき、大規模災害発生時における避難場所、避難者数等を整理し、地区別に必要な仮設トイレの配置方法を検討してください。なお、備蓄で不足する分については、広域的な調達手段等も含めて検討する必要があります。

⇒し尿処理体制

し尿の収集・運搬、処理等について市町単独での対応が困難で、県や周辺市町、事業者団体等からの支援が必要な場合が想定されるため、災害支援協定を締結するなどの必要なし尿処理体制を構築してください。

記載例

(3) 仮設トイレ等し尿処理

被災の初期段階では、断水や避難者の集中によりトイレが不足することから、多くの仮設トイレが必要になると想定され、仮設トイレの設置により、新たにし尿の処理が必要になると想定される。

そのため、仮設トイレの必要数を想定した上で地区別の配置計画を策定するとともに、し尿処理体制を構築する。

【想定必要数】

「1 (3) 対象とする災害」で想定した被害規模から、仮設トイレの必要数を推計した結果は表7のとおりである。

表7 仮設トイレの必要数

被害想定	仮設トイレ必要数(基)		
	南海トラフ 巨大地震 (基本ケース、 陸側ケース別に作成)	仮設・簡易トイレを活用 した場合	自市町のみで対応した場合
余剰備蓄量の半分を他市町に拠出した場合			○
仮設・簡易・マンホール トイレを活用した場合		自市町のみで対応した場合	○
		余剰備蓄量の半分を他市町に拠出した場合	○

【地区別配置計画】

本市地域防災計画等に基づき、大規模災害発生時における避難場所、避難者数等を整理し、地区別に必要な仮設トイレの配置方法を検討すれば、表8のとおりである。備蓄で不足する分については、広域的な調達ルートを整備・確保する。

表8 仮設トイレの地区別配置計画

被害想定	仮設トイレ活用条件		地区名	避難者数(人)	避難数の割合(%)	仮設トイレ必要数(基)
南海トラフ巨大地震 (基本ケース、陸側ケース別に作成)	仮設・簡易トイレを活用した場合	自市町のみで対応した場合	〇〇地区	○	○	○
			〇〇地区	○	○	○
			〇〇地区	○	○	○
			計	○	○	○
		余剰備蓄量の半分を他市町に拠出した場合	〇〇地区	○	○	○
			〇〇地区	○	○	○
			〇〇地区	○	○	○
			計	○	○	○
	仮設・簡易・マンホールトイレを活用した場合	自市町のみで対応した場合	〇〇地区	○	○	○
			〇〇地区	○	○	○
			〇〇地区	○	○	○
			計	○	○	○
		余剰備蓄量の半分を他市町に拠出した場合	〇〇地区	○	○	○
			〇〇地区	○	○	○
			〇〇地区	○	○	○
			計	○	○	○

【し尿処理体制】

し尿の収集・運搬、処理等について、本市単独での対応が困難で、県や周辺市町、事業者団体等からの支援が必要な場合が想定されるため、災害支援協定を締結するなどの必要なし尿処理体制を構築する。

▶▶ 解説

(4) 避難所ごみ

☞ 参考資料3 避難所ごみへの対応

- 避難所ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設で処理を行うことを基本としてください（県処理計画 24～26 頁参照）。
- 各避難所から排出される生活系廃棄物の保管・集積場所・処理方法、収集運搬ルート等を検討してください。
- 平常時にごみ収集を委託している市町においては、既定の委託業者が収集を実施できなくなった場合を想定し、複数の委託業者の所在等をあらかじめ把握し代替委託業者候補を抽出しておくなどの対策を検討してください。

⇒避難所開設場所

避難所開設場所周辺に一時的な保管場所を確保するようにしてください。

⇒ごみ発生見込み量

避難者数に発生原単位を乗じて、発生量を推計してください。発生量原単位は、収集実績に基づき設定してください。

⇒ごみ処理体制

避難所ごみの収集・運搬、処理等について市町単独での対応が困難で、県や周辺市町、事業者団体等からの支援が必要な場合が想定されるため、災害支援協定を締結するなどの必要な避難所ごみ処理体制を構築してください。

記載例

(4) 避難所ごみ

避難所ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設で処理を行う。

各避難所から排出される生活系廃棄物の保管・集積場所・処理方法、収集運搬ルート等を検討する。

【避難所開設場所】

避難所開設場所周辺に一時的な保管場所を確保する。

【ごみ発生見込み量】

「1 (3) 対象とする災害」で想定した被害の場合の避難者数を基に、避難所ごみ発生見込み量を推計すれば、表9のとおりである。

表9 避難所ごみ発生見込み量の推計

被害想定	地区名	避難者数 (人)	避難数の割合 (%)	ごみ発生量 (トン/日)
南海トラフ巨 大地震 (基本ケース、 陸側ケース別に作成)	〇〇地区	〇	〇	〇
	〇〇地区	〇	〇	〇
	〇〇地区	〇	〇	〇
	計	〇	〇	〇

【ごみ処理体制】

避難所ごみの収集・運搬、処理等について、本市単独での対応が困難で、県や周辺市町、事業者団体等からの支援が必要な場合が想定されるため、災害支援協定を締結するなどの必要な避難所ごみ処理体制を構築する。

2-3 災害廃棄物処理

廃棄物処理に係る災害等応急体制を整備するため、事前に以下の事項について整理を行い、災害廃棄物の一次保管場所である仮置場の配置計画、災害廃棄物の処理・処分計画等を作成します。

- (1)発生想定量と施設処理可能量
- (2)処理方針
- (3)処理フロー
- (4)仮置場
- (5)収集運搬
- (6)環境対策と環境モニタリング
- (7)仮設中間処理施設
- (8)損壊家屋等の解体・撤去
- (9)分別・処理・再資源化
- (10)最終処分
- (11)広域的処理・処分
- (12)有害物・危険物・適正処理困難物対策
- (13)津波堆積物
- (14)思い出の品
- (15)許認可の取扱い
- (16)住民等への啓発・広報

解説

(1) 発生想定量と施設処理可能量

- 災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の策定等の検討を行うための基礎的な資料となります。そのため、「1 (3) 対象とする災害」で想定した被害規模に基づき推計してください（県処理計画 27～36 頁参照）。
- 災害廃棄物の発生量とともに、その組成について、県処理計画等を参考に設定してください。
- 既存施設での災害廃棄物の処理可能量及び広域的処理・処分における受入可能量をあらかじめ把握しておいてください。この処理可能量の把握は、「災害廃棄物対策指針 資料編【技 1-11-2 災害廃棄物の処理可能量の試算方法】」や「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて 中間とりまとめ（環境省、平成 26 年 3 月）」を参考にしてください。

【焼却処理施設処理可能量の試算方法】

➤ 焼却処理施設処理可能量＝年間処理量（実績）×分担率

高位シナリオ、中位シナリオの2つのシナリオを用いて試算。

・低位シナリオ：現状の稼働状況に対する負荷を考慮し安全性を重視したシナリオ

・高位シナリオ：災害廃棄物処理を最大限行うと想定したシナリオ

稼働年数の制約なし、処理能力が 30 トン以上、かつ処理能力に対する
余裕分^{※1}の制約なし（ゼロの場合は除外）、分担率^{※2}を 20 パーセント

・中位シナリオ：高位シナリオと低位シナリオの中間のシナリオ

稼働年数が 30 年以上で処理能力が 50 トン以上、かつ処理能力に対する
余裕分の割合が 10 パーセント以上の施設を対象、分担率 10 パーセント

※1 年間処理能力（公称能力）から年間処理量（実績）を引いた値

※2 通常時の一般廃棄物との混焼での受入れを想定したときの、年間処理量（実績）に対する災害廃棄
物量の割合

【埋立処分可能量の試算方法】

➤ 埋立処分可能量＝年間埋立処分量（実績）×分担率

高位シナリオ、中位シナリオの2つのシナリオを用いて試算。

高位シナリオ：残余年数が 10 年以上の施設だけを対象、分担率 40 パーセント

中位シナリオ：残余年数が 10 年以上の施設だけを対象、分担率 20 パーセント

(1) 発生想定量と処理可能量

本市における災害廃棄物発生想定量は、表 10 のとおりである。

表 10 災害廃棄物発生想定量

被害想定	災害廃棄物等発生量 (千トン)			災害廃棄物等発生量 (千 m ³)		
	災害廃棄物	津波堆積物	計	災害廃棄物	津波堆積物	計
南海トラフ 巨大地震 (基本ケース、 陸側ケース別に作成)						

災害廃棄物の種類別割合は、「災害廃棄物対策指針」より、表 11 のとおりとする。

表 11 災害廃棄物の組成の設定

項目	液状化 揺れ 津波	火災	
		木造	非木造
可燃物	18.0%	0.1%	0.1%
不燃物	18.0%	65.0%	20.0%
コンクリートがら	52.0%	31.0%	76.0%
金属くず	6.6%	4.0%	4.0%
柱角材	5.4%	0.0%	0.0%

本市における既存施設での災害廃棄物の処理可能量は、表 12 及び表 13 のとおりである。

表 12 既存ごみ焼却施設の処理可能量

施設名	年間 処理量 (トン/年 度)	稼働 年数 (年)	処理 能力 (トン/ 日)	年間 処理 能力 (トン/年)	処理能力に 対する余裕 分の割合 (%)	処理可能量 (トン/年度)	
						高位 シナリオ	中位 シナリオ
〇〇ごみ焼却場							

表 13 既存最終処分場の処理可能量

施設名	埋立容量 (覆土含む) (m ³ /年度)	残余容量 (m ³)	残余 年数 (年)	埋立処分可能量 (m ³ /年度)	
				高位シナリオ	中位シナリオ
〇〇最終処分場					

解説

(2) 処理方針

- 災害廃棄物の処理を行うに当たっては、はじめに処理期間、処理費用、処理方法等を処理方針として明確にすることが必要です（県処理計画 39～44 頁参照）。
- 処理期間は、市町の災害廃棄物発生量と処理可能量等を基に、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（環境省、平成 23 年 5 月）」、東日本大震災の事例等を参考にして検討してください。
- 処理費用は、廃棄物処理法に基づき市町（一部事務組合・広域連合を含む）が行う災害等廃棄物処理事業費補助金を活用することになります。
- 災害廃棄物の処理に当たっては、3R の観点から、できるだけ一次仮置場、二次仮置場においてリサイクルを進めて、焼却処理量、最終処分量を少なくすることが基本です。
- 処理方針に沿って、仮置場の面積や運営方法、分別精度、仮設廃棄物処理施設、地元雇用、処理フロー等が決定されていきますが、実際の作業としては、最終的にどうするかという観点から逆算して全体スケジュールとフローを構築してください。

記載例

(2) 処理方針

本市の処理方針は、以下のとおりとする。

【処理期間】 ⇒ 3 年間を目標

本市の災害廃棄物発生量と処理可能量等を基に、東日本大震災の事例から 3 年を目標とするが、処理の進捗状況や仮置場確保の状況等から、適宜、処理期間の見直しを行う。

【処理費用】 ⇒ 災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用

廃棄物処理法に基づく災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用する。

【処理方法等】 ⇒ リサイクルの推進による焼却処理量、最終処分量の抑制

災害廃棄物の処理に当たっては、3R の観点から、できるだけ一次仮置場、二次仮置場においてリサイクルを進めて、焼却処理量、最終処分量を少なくすることを基本とする。

解説

(3) 処理フロー

- 市町は、災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、県処理計画等を参考にして、災害廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで示した処理フローを作成してください（県処理計画 39～44 頁参照）。
- 平常時、想定される災害廃棄物の量及び種類について、処理フローを設定するとともに、具体的作業工程について情報収集を行ってください。
- 発災後、災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、処理フローは随時見直してください。
- 資源を有効利用する 3R の観点から、最終処分量を発生量に対して数%まで削減できる処理フローの選択を目標としてください。

記載例

(3) 処理フロー

本市の災害廃棄物の処理方針、発生量・処理可能量等を踏まえ、県処理計画等を参考にして、災害廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分・再資源化の方法とその量を一連の流れで示した処理フローと概略工程を図5のとおりとする。

二次仮置場での分別処理を優先する。一次仮置場では、混合集積し、重機選別による粗選別（粒度選別等）を主体として行う。二次仮置場において粗選別、破碎、精選別（種類組成別の選別、異物や処理困難物の除去等）、焼却（仮設焼却炉を別所に設ける場合を除く）等の処理を集中的に行う。

平常時、想定される災害廃棄物の量及び種類について、処理フローを設定するとともに、具体的作業工程について情報収集を行う。

発災後、災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、処理フローは随時見直すこととする。

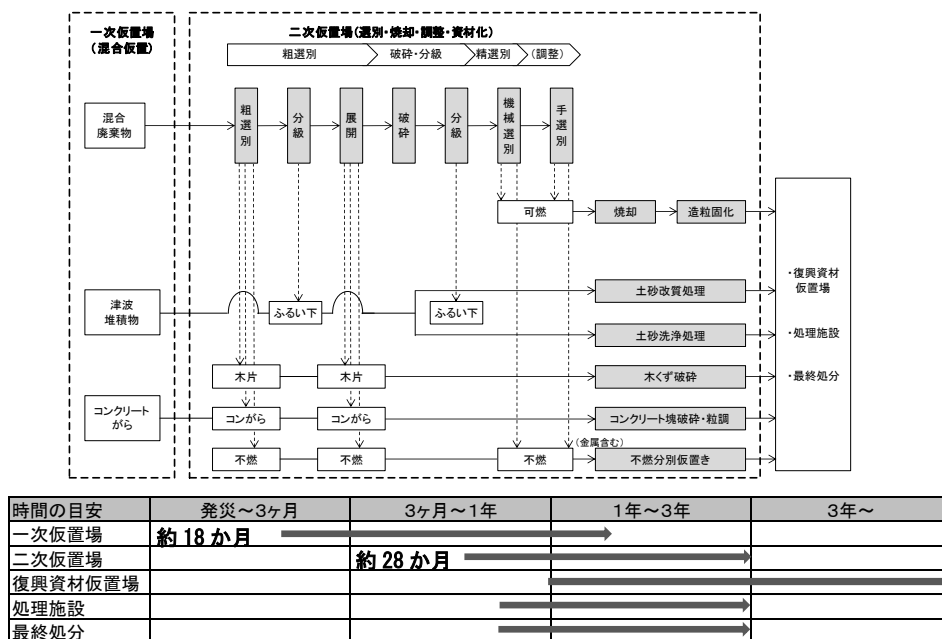


図5 基本処理フロー

解説

(4) 仮置場

参考資料4 仮置場の設置・撤去手続き

- 市町は、県処理計画の被害想定を考慮して、仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を事前に設定します。設定に当たっては、仮置場、破砕作業用地・焼却施設用地、保管用地等の利用方法も同時に検討する必要があります（県処理計画 45～49 頁参照）。
- 仮置場の必要面積の推計方法、仮置場の選定方法、仮置場の確保と配置計画及び運用に当たっての留意事項等については、県処理計画及び「参考資料4 仮置場の設置・撤去手続き」等を参考にしてください。
- 災害規模の大きさを勘案して、仮置場の必要面積に対して出来るだけ、全体箇所で余裕のある面積を確保してください。
- 公有地の場合、個別に事前調整しておきます。私有地の場合、仮置場の貸与・返却時のルールを、事前に定めておく必要があります。
- 発災後、具体的に設置するに当たっては、自衛隊の野营地、仮設住宅、被災自動車の保管場所などへの利用も想定されるため、十分な調整が必要となります。
- 仮置場については、3,000 m²以上の土地の改変の場合、土壤汚染対策法に基づく届出が必要になるほか、仮置場としての使用では、土壤汚染のおそれがあるので、事前に土壤調査をしておく必要があります。

記載例

(4) 仮置場

本市の最大ケースの災害廃棄物発生想定量を考慮して、仮置場の必要面積を算定すれば、表 14 のとおりである。

表 14 仮置場の必要面積

被害想定	仮置場	災害廃棄物発生量 (千トン)				仮置場必要面積 (千 m ²)			
		可燃物	不燃物	津波堆積物	計	可燃物	不燃物	津波堆積物	計
南海トラフ巨大地震 (基本ケース、陸側ケース別に作成)	一次仮置場								
	二次仮置場								

$$\text{仮置場の必要面積} = \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

$$\text{仮置場量} = \text{災害廃棄物発生量} - \text{年間処理量}$$

$$\text{年間処理量} = \text{災害廃棄物発生量} \div \text{処理期間}$$

$$\text{見かけ比重} : \text{可燃物 } 0.4/\text{m}^3, \text{不燃物 } 1.1 \text{ t}/\text{m}^3, \text{津波堆積物 } 1.46 \text{ t}/\text{m}^3$$

$$\text{積み上げ高さ} : 5\text{m} \quad \text{処理期間} : 3 \text{年} \quad \text{作業スペース割合} : 0.8 \sim 1$$

$$\text{仮置場廃棄物量} = \text{可燃系} + \text{不燃系} + \text{津波堆積物}$$

一次仮置場

可燃物：可燃混合物＋木くず

不燃物：不燃混合物＋コンクリートがら＋金属くず＋その他

津波堆積物：津波堆積物

二次仮置場

可燃物：可燃物＋木くず

不燃物：コンクリートがら＋金属くず＋その他

津波堆積物：津波堆積物＋ふるい下土砂

土地利用や公有地等の資料から、仮置場候補地を選定した結果は表 15 及び図 6 のとおりである。実際の仮置場の確保と配置計画及び運用に当たっては、以下の点に留意する。

- 二次災害のおそれがないこと
- 災害廃棄物の効率的な搬出入ルートが確保できること
- 周辺住民及び周辺環境への影響が少ないこと

なお、仮置場としての使用では、土壌汚染のおそれがあるため、事前に土壌調査を行う。

表 15 仮置場候補地

仮置場候補地	所在地	敷地面積 (千 m ²)	仮置可能量 (千 m ³)	備考

(位置図)

図 6 仮置場候補地位置図

▶▶▶ 解説

(5) 収集運搬

- 市町は、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資材、連絡体制・方法について、あらかじめ検討する必要があります。広域的処理・処分における受入れも考慮する必要があります（県処理計画 50～53 頁参照）。
- 道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ収集・運搬体制の見直しを行う必要があります。
- 災害廃棄物の収集運搬は、対応時期によって異なるため、災害予防、発災時・初動期、仮置場・再資源化施設・処理処分先等への運搬時に分けて考える必要があります。そこで、県処理計画の時期ごとの収集運搬車両の確保とルート計画を検討するに当たっての留意事項等を参考に検討を行ってください。

■ 記載例

(5) 収集運搬

災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集・運搬の方法やルート、必要機材、連絡体制・方法について、広域的処理・処分における受入れも考慮し、平常時に具体的に検討を行う。また、道路の復旧状況や周辺的生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ収集・運搬体制の見直しを行う。

解説

(6) 環境対策と環境モニタリング

- 労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において、発災後、環境モニタリングを実施する必要があります（県処理計画 55、56 頁参照）。
- 環境モニタリングは、法令等により測定が義務付けられている項目のほか、実施場所での作業内容や周辺環境等を考慮して、適切な項目、適切な頻度を設定した上で実施してください。

記載例

(6) 環境対策と環境モニタリング

環境モニタリングを行う項目は、廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

建物の解体現場及び災害廃棄物処理において考慮すべき環境影響と環境保全対策の概要は、表 16 に示すとおりである。

表 16 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	環境保全対策
大気質	<ul style="list-style-type: none"> ・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 ・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 ・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水の実施 ・保管、選別、処理装置への屋根の設置 ・周囲への飛散防止ネットの設置 ・フレコンバッグへの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 ・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 ・収集時分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 ・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 ・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音・低振動の機械、重機の使用 ・処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・PCB等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物からの悪臭・腐敗性廃棄物の優先的な処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水、雨水の処理、水たまりの解消

出典：災害廃棄物対策指針資料編【技 1-14-7】環境対策、モニタリング、火災防止対策 環境省 平成 26 年 3 月

(7) 仮設中間処理施設

☞ 参考資料 5 仮設廃棄物処理施設設置の手続き

- 市町は、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、災害廃棄物の減量化及び再生利用を目的として、表 17 に示すポイントに留意し、仮設焼却炉や破碎・選別機等の必要性及び必要能力や機種等をあらかじめ把握しておく必要があります(県処理計画 57 頁参照)。
- 仮設焼却炉を設置する場合、設置場所の決定後は、県処理計画等を参考に環境影響評価又は生活環境影響調査、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進めることになります。
- 仮設焼却炉の配置に当たっては、周辺住民への環境上の影響を防ぐよう検討する必要があります。設置に当たっては、県処理計画等を参考に制度を熟知したうえで手続きの簡易化に努め、工期の短縮を図ります。

表 17 中間処理方針を定めるためのポイント

- ・生ごみや畳等は腐敗が早く、臭気が発生したり、空気の供給がなくなるとメタンガスが発生し火災を誘発したりする可能性がある。そのため、有機系の廃棄物は速やかに搬出して中間処理施設で焼却処理する必要がある。
- ・木質廃棄物も多く発生し、チップ化を前提とした用途への利用も想定されるが、チップ化された木くずを長期間仮置きすると生ごみと同じ状況になる。そのため、一次集積所でチップ化する場合は搬出が決まった段階で行うか、搬出先で行うことが必要である。
- ・津波廃棄物等は塩分を含み、津波堆積物や土砂混じりとなるため、一次集積所で一定期間雨水にさらして洗浄することや選別機で土砂をふるい落とすことが必要となる。
- ・金属の売却は比較的速やかに実施できることから、早い段階で引き取り業者と委託契約を結び、仮置場や一次集積所から搬出するのが望ましい。
- ・コンクリート、アスファルト、瓦等は、壊れた道路や陥没した道路の路盤材として利用できる可能性があることから、仮置場に破碎機等を設置し、活用することを検討する。ただし、短期間で多量の処理・処分が必要な場合等は、中間処理業者に委託して現地や外部(施設)にて中間処理を進めることになる。なお、東日本大震災では、海岸部が1メートル以上地盤沈下した場所等も多いことから、仮置場への接続道路の路盤材や浸水した道路の嵩上げに使われた。
- ・災害廃棄物の中間処理は、市町や一般廃棄物処理業者で対応できないこともあるため、産業廃棄物処理業者への委託も視野に入れ、事前に事業者リストを備えておいたり、協定等を結んでおいたりすることが重要である。

出典：災害廃棄物分別・処理実務マニュアルー東日本大震災を踏まえて（一般社団法人廃棄物資源循環学会、平成 24 年 5 月）に加筆

記載例

(7) 仮設中間処理施設

災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、災害廃棄物の減量化及び再生利用を目的として、仮設焼却炉や破碎・選別機等の仮設中間処理施設を表 18 のとおり計画する。

施設規模は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領改訂版 2006（社団法人全国都市清掃会議、平成 18 年 6 月）」から、以下のとおり算出した。

【施設規模】

施設規模（トン/日）＝ 処理量（万トン）×10,000÷稼働率^{※1}（18 月）÷（25 日/月）÷調整稼働率^{※2}

※1：処理期間 3 年、実処理期間 18 箇月、月 25 日稼働

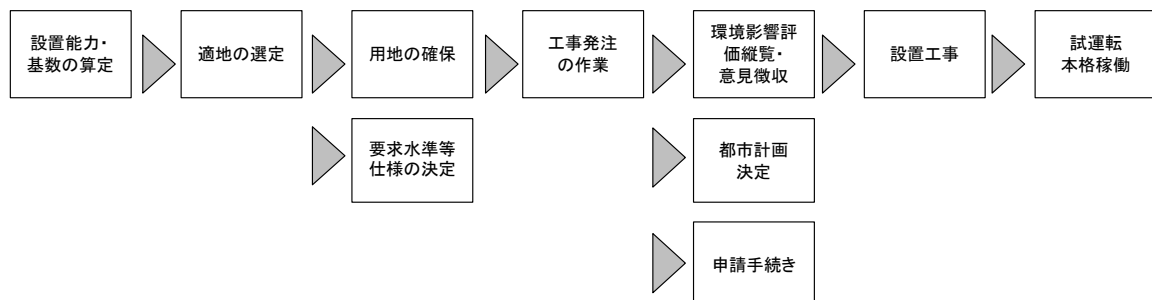
※2：故障の修理、やむを得ない一時休止等のために考慮。一般的な 0.96 を使用。

表 18 仮設中間処理施設計画

仮置場	施設	対象廃棄物	施設規模 (トン/日)	備考
一次仮置場	粗選別	混合廃棄物＋木くず粗選別搬入分		
	コンクリート破碎	コンクリートがら		
二次仮置場	破碎選別	粗選別-コンクリート選別分-木くず選別分-可燃物選別分		
	焼却	破碎可燃物＋木くず分別分		ストーカ炉又はキルン炉
	灰処理	主灰		造粒固化
	コンクリート破碎	コンクリートがら		
	土壌	津波堆積物＋ふるい下土砂		

仮設焼却炉を設置する場合、設置場所の決定後は、県処理計画等を参考に環境影響評価又は生活環境影響調査、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進める（図 7 参照）。

仮設焼却炉の配置に当たっては、周辺住民への環境上の影響を防ぐよう検討する。設置に当たっては、県処理計画等を参考に制度を熟知した上で手続きの簡易化に努め、工期の短縮を図る。



出典：災害廃棄物対策指針 環境省 平成 26 年 3 月

図 7 仮設焼却炉の設置フロー（例）

解説

(8) 損壊家屋等の解体・撤去

参考資料6 損壊家屋等の解体撤去

- 市町は、県処理計画に基づいて損壊家屋等の数量を算出してください。損壊家屋等の解体・撤去においては、関係部局と連携して作業を行う必要があります（県処理計画 54 頁参照）。
- 重機による作業があるため、設計、積算、現場管理等に土木・建築職を含めた人員が必要となります。
- 「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成 23 年 3 月 25 日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）により、損壊家屋に対する国の方針が出されています。この指針や「参考資料 損壊家屋等の解体撤去」等を参考にして検討を行ってください。

記載例

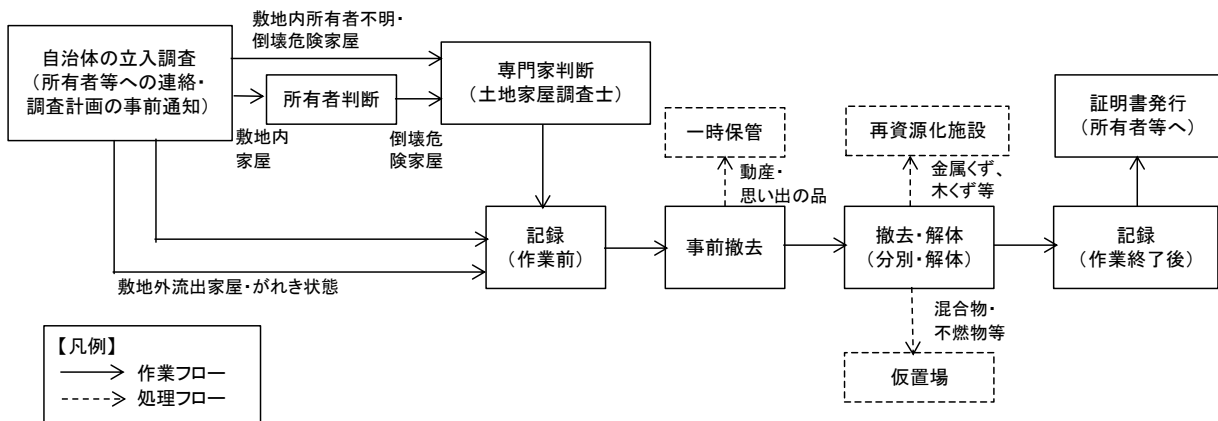
(8) 損壊家屋等の解体・撤去

県処理計画に基づき、損壊家屋等の数量を算出すれば、表 19 のとおりである。

表 19 建物棟数及び損壊家屋等（全壊・焼失）の数量

被害想定	木造（棟）	非木造（棟）	計（棟）
南海トラフ巨大地震 （基本ケース、陸側ケース別に作成）			

損壊家屋等の作業フロー及び廃棄物処理フロー等は、図 8 に示すとおりである。重機による作業があるため、設計、積算、現場管理等に土木・建築職を含めた人員の確保を図る。



出典：災害廃棄物対策指針【技 1-15-1】損壊家屋等の解体・撤去と分別に当たっての留意事項 環境省 平成 26 年 3 月

図 8 損壊家屋等の作業フロー及び廃棄物処理フロー

「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針」（平成 23 年 3 月 25 日、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣通知）により、損壊家屋に対する国の方針が出されている。

この指針の概要と損壊家屋等の解体・撤去と分別に当たっての留意点は、表 20 のとおりである。

表 20 損壊家屋等の撤去等に関する指針と解体・撤去と分別に当たっての留意点

項目	損壊家屋等の撤去等に関する指針と解体・撤去と分別に当たっての留意点
損壊家屋等の撤去等に関する指針の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者など利害関係者の連絡承諾を得て、又は連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる。 ・ 一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。 ・ 建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機械を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外のものについては、撤去・廃棄できる。
解体・撤去と分別に当たっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立ち入り調査を行う。 ・ 一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。 ・ 撤去・解体の作業開始前及び作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。 ・ 撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。 ・ 廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。

解説

(9) 分別・処理・再資源化

- 市町は、災害廃棄物の種類ごとの処理方法・再資源化方法を把握し、災害時における処理方針・手順をあらかじめ検討する必要があります。災害廃棄物ごとの再生資材の例は、表 21 のとおりです（県処理計画 58 頁参照）。
- 災害時には様々な種類の災害廃棄物が発生することから、平常時に処理できる事業者を廃棄物の種類・処理区分ごとに把握しておいてください。

表 21 災害廃棄物ごとの再生資材の例

災害廃棄物	再生資材
コンクリートがら	路盤材、骨材、埋め戻し材等
アスファルトがら	骨材、路盤材等
解体大型木材（柱材、角材）	パーティクルボード、木炭、その他リユース材、燃料等
大型生木（倒木、流木）	製紙原料、木炭、その他リユース材、燃料等
木くず	燃料等
津波堆積物	骨材、路盤材等
タイヤ	チップ化（補助燃料）、セメント原料等
金属くず	金属スクラップ
廃家電（家電リサイクル法対象外）	金属、廃プラスチック

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録（環境省東北地方環境事務所、一般財団法人日本環境衛生センター、平成 26 年 9 月）

記載例

(9) 分別・処理・再資源化

災害廃棄物等の種類ごとの分別・処理方法・再資源化量及び方法例は、表 22 のとおりである。

表 22 分別・処理・再資源化量及び方法例

仮置場	災害廃棄物等	処理方法	再資源化量※ (千トン)	再資源化方法例
一次仮置場	木くず	分別、粗選別、手選別、 破砕		木くずチップ
	金属くず	分別		金属スクラップ
	コンクリートがら	破砕、粒調		再生砕石
二次仮置場	可燃物、木くず	主灰造粒固化		復興資材
	金属くず	破砕、分級、選別		金属スクラップ
	コンクリート破砕	破砕、粒調		再生砕石
	津波堆積物、ふる い下土砂	改質処理、洗浄処理		復興資材

解説

(10) 最終処分

- 市町は、災害廃棄物の受け入れ可能な最終処分場をあらかじめ検討する必要があります（県処理計画 59 頁参照）。
- 経済的な手段・方法で運搬できる最終処分場のリストを作成し、広域的な最終処分が行えるよう、所有する民間事業者や周辺市町等とあらかじめ協定を結ぶことも検討してください。

記載例

(10) 最終処分

災害廃棄物の最終処分量は、表 23 のとおりである。

東日本大震災においては、埋め立てる災害廃棄物量を大幅に減らすことができた例もあることから、市町処理計画における最終処分量についても、資源を有効利用する 3R の観点から、発生量に対して数パーセントまで削減できる処理フローの選択を目標とする。

表 23 最終処分量

(単位：千トン)

被害想定	ばいじん	不燃物	廃タイヤ	危険物等	その他	計
南海トラフ 巨大地震 (基本ケース、陸側ケース 別に作成)						

既存最終処分場の受け入れ可能量については、以下のとおり設定する。ここで、既存最終処分場の残余容量は、計画時点の残余容量から 10 年間必要となる一般廃棄物の推定埋立容量（10 年後残余容量という）を差し引いた容量とする。

【既存最終処分場の受け入れ可能量】

既存最終処分場の受け入れ可能量＝残余容量*－災害廃棄物最終処分量

*計画時点の残余容量から 10 年間必要となる一般廃棄物の推定埋立容量を差し引いた容量

表 24 に既存最終処分場の受け入れ可能量算出結果を示す。受け入れ可能量がマイナスになった場合は、既存最終処分場において、受け入れが困難となるため、県と調整の上、広域的処分等を行う。

表 24 既存最終処分場の受け入れ可能量

(単位：m³)

被害想定	計画時点の 残余容量	①10 年後 残余容量	②災害廃棄物 最終処分場	受け入れ可能容量 ①－②
南海トラフ 巨大地震 (基本ケース、陸側 ケース別に作成)				

▶▶▶ 解説

(11) 広域的処理・処分

- 市町は、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のため、災害廃棄物の広域的処理・処分に関する手続き方法や契約書の様式等を、平時に検討・準備しておく必要があります。また、民間事業者が広域的処理・処分の受け入れに協力する際の手続き方法や契約書の様式等の検討・準備も必要です（県処理計画 60～63 頁参照）。
- 発災後の迅速な対応のため、被災側・支援側の両方の契約書様式を検討してください。

■ 記載例

(11) 広域的処理処分

円滑で効率的な災害廃棄物の処理のため、災害廃棄物の広域的処理・処分に関する手続き方法や契約書の様式等を被災側・支援側の両方について準備する。また、民間事業者が広域的処理・処分の受け入れに協力する際の手続き方法や契約書の様式等も検討・準備する。

▶▶▶ 解説

(12) 有害物・危険物・処理困難物等の対策

☞ 参考資料 7 災有害物・危険物・適正処理困難物等への対応

- 有害物質が漏洩等により災害廃棄物に混入すると、災害廃棄物の処理に支障をきたすことになるため、市町は、有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対応を講ずるよう協力を求めることとなります（県処理計画 10、55、56 頁参照）。
- 有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報する必要があります。
- 有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を講じ、適正処理を推進することが重要であり、関連業者へ協力要請を行ってください。
- 有害性・危険物の収集方法や処理フロー等については、「参考資料 7 有害物・危険物・適正処理困難物等への対応」を参照してください。

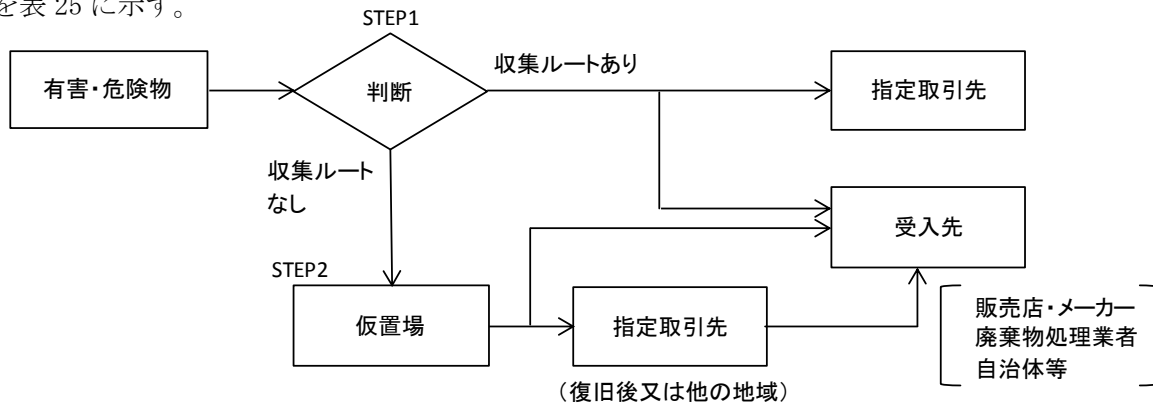
■ 記載例

(12) 有害物・危険物・処理困難物等の対策

有害性・危険性がある廃棄物のうち、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任において処理することを原則とし、一般廃棄物に該当するものは、排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に広報する。

有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を講じ、関連業者へ協力要請を行い、適正処理を推進する。

有害・危険物処理フローは、図9のとおりである。また、対象とする有害・危険製品の収集・処理方法を表25に示す。



出典：災害廃棄物対策指針【技 1-20-15】個別有害・危険製品の処理 環境省 平成26年3月

図9 有害・危険物処理フロー

表25 対象とする有害・危険製品の収集・処理方法

区分	項目	収集方法	処理方法	
有害性物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭薬品）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和、焼却	
	塗料、ペンキ		焼却	
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破碎、選別、リサイクル
		ボタン電池	電器店等の回収（箱）へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光灯	回収（リサイクル）を行っている事業者へ	破碎、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）	
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンドへ	焼却、リサイクル	
	有機溶剤（シンナー等）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	焼却	
	ガスボンベ	引取販売店への返却依頼	再利用、リサイクル	
	カセットボンベ・スプレー缶	使い切ってから排出する場合は、穴をあけて燃えないごみとして排出	破碎	
	消火器	購入店、メーカー、廃棄物処理許可者に依頼	破碎、選別、リサイクル	
（家庭） （家） （庭） （感） （染） （性） （廃）	使用済み注射器針、使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみとして収集指定医療機関での回収（使用済み注射器針回収薬局等）	焼却・熔融、埋立	

※以下の品目については、該当する技術資料等を参照のこと。

- ・アスベスト：【技1-20-14】石綿の処理
- ・PCB含有廃棄物電気機器：PCB含有廃棄物について（第一報：改訂版）（国立環境研究所）
- ・フロンガス封入機器（冷蔵庫、空調機等）：【技1-20-6】家電リサイクル法対象製品の処理

出典：災害廃棄物対策指針【技 1-20-15】個別有害・危険製品の処理 環境省 平成26年3月

解説

(13) 津波堆積物

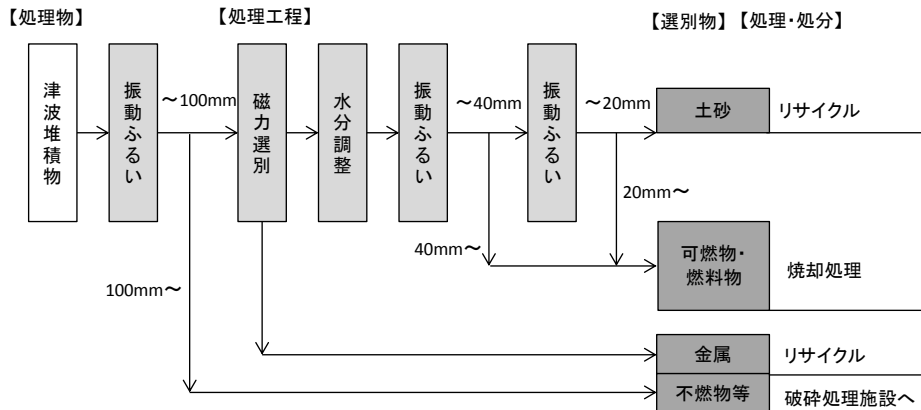
- 市町は、津波堆積物の性状（土砂へドロ汚染物など）に応じて適切な処理方法（回収方法や収集運搬車両の種類等）を選択し、県、関係団体等と連携して再資源化の可能性について検討してください。
- 東日本大震災では、膨大な津波堆積物が陸上へうちあげられたが、可能な限り復興資材等として再資源化を行い、最終処分量を削減することができました。

記載例

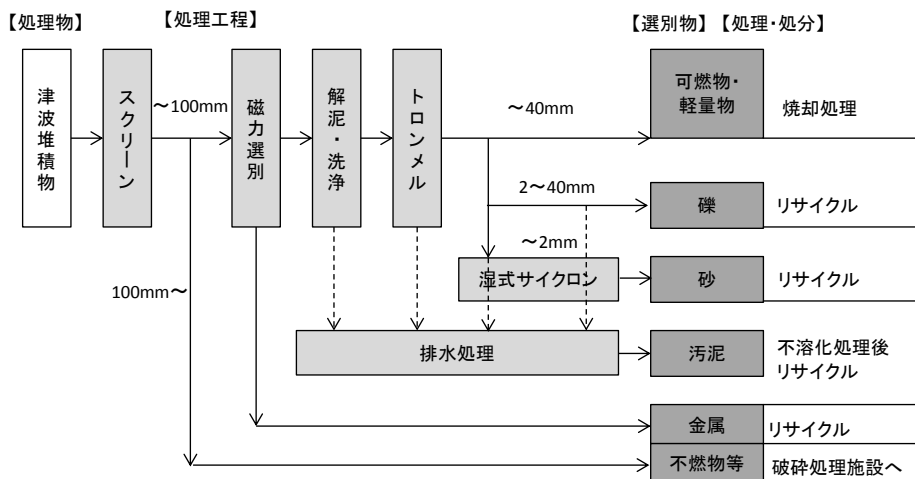
(13) 津波堆積物

津波堆積物の性状（土砂へドロ汚染物など）に応じて適切な処理方法（回収方法や収集運搬車両の種類等）を選択し、県、関係団体等と連携して再資源化を目指す。

津波堆積物処理フロー例を図 10 に示す。



乾式処理工程例



湿式処理工程例

出典：東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録
環境省東北地方環境事務所、一般財団法人日本環境衛生センター 平成26年9月

図 10 津波堆積物処理フロー例

解説

(14) 思い出の品

参考資料 8 思い出の品の取扱い

- 市町は、建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合は、「参考資料 8 思い出の品の取扱い」を参考に、思い出の品や貴重品を取り扱う必要があることを前提として、取扱ルールをあらかじめ検討してください。
- 思い出の品の取扱ルールとしては、思い出の品の定義、持ち主の確認方法、回収方法、保管方法、返却方法等が考えられます。
- 貴重品については、警察へ届け出る必要があるため、あらかじめ必要な書類様式を作成することで円滑な作業を図ることができます。
- 回収対象としては、位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ビデオ、デジカメ等が想定されます。

記載例

(14) 思い出の品

建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合は、思い出の品や貴重品を取り扱う必要があることを前提として、取扱ルールをあらかじめ定める。基本的事項は、以下のとおりである。

- ・所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、古銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。
- ・所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、廃棄に回さず、市等で保管し、可能な限り所有者に引渡す。なお、個人情報も含まれるため、保管・管理には十分に配慮する。

解説

(15) 許認可の取扱い

- 市町は、関係法令の目的を踏まえ、必要な手続きを精査し、担当部署と手続等を調整しておいてください（県処理計画 64、65 頁参照）。
- 仮設焼却施設を設置する場合は、環境影響評価（50 トン/日以上）又は生活環境影響調査を行う必要があります。
- 焼却施設以外の災害廃棄物処理に係る中間処理施設を、市町又は一部事務組合が設置する場合には、生活環境影響調査書を添えた一般廃棄物処理施設設置の届出を行う必要があります。

記載例

(15) 許認可の取扱い

関係法令の目的を踏まえ、必要な手続きを精査し、担当部署と手続等を調整しておく。

▶▶▶ 解説

(16) 住民等への啓発・広報

- 適正な災害廃棄物処理を進める上で、住民や事業者の理解は欠かせないため、平時の分別意識が災害時にも生きてくることとなります。
- そのため、市町は、以下の事項について住民の理解を得られるよう日頃からの啓発・広報等を継続的に実施することが重要です。

- ・仮置場への搬入に際しての分別方法
- ・腐敗性廃棄物等の排出方法
- ・便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野外焼却等の不適正な処理の禁止

- 市町は、避難所の被災者に対する災害廃棄物の処理に関する啓発・広報について、庁内の広報担当と調整し、広報誌やマスコミ、避難所等への広報手法・内容等を確認しておくとともに、情報の一元化を図る必要があります。

■ 記載例

(16) 住民等への啓発・広報

本市は、以下の事項について住民の理解を得られるよう日頃からの啓発・広報等を継続的に実施する。

- ・仮置場への搬入に際しての分別方法
- ・腐敗性廃棄物等の排出方法
- ・便乗ごみの排出、混乱に乗じた不法投棄及び野外焼却等の不適正な処理の禁止

また、避難所の被災者に対する災害廃棄物の処理に関する広報について、庁内の広報担当と調整し、広報誌やマスコミ、避難所等への啓発・広報手法・内容等を確認しておくとともに、情報の一元化を図る。

3 応急対応時

3-1 初動期(発災直後～数日間)

発災直後から数日間は、人命救助、被災者の健康確保を優先的に行う必要があるとともに、被害状況の全貌が明らかとなっていない時期です。初動期の緊急性の高い作業として、以下の事項について整理し、示します。

- (1) 仮設トイレの設置
- (2) し尿の収集・運搬
- (3) ごみ処理施設の被害状況把握
- (4) 自衛隊等との連携
- (5) 道路上の災害廃棄物の撤去
- (6) 有害物・危険物・適正処理困難物等の把握
- (7) 相談窓口の設置
- (8) 住民への啓発・広報

▶▶▶ 解説

(1) 仮設トイレの設置

☞ 参考資料2 災害時の仮設トイレ対応

○市町は、避難所における避難者の生活に支障が生じないよう必要な数の仮設トイレ（簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等を含む）を確保し、設置してください。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行います。

○必要基数の確保は、平常時に備蓄している仮設トイレを優先利用します。不足する場合は、災害支援協定に基づいて建設事業者団体やレンタル事業者団体等から協力を得てください。

■ 記載例

(1) 仮設トイレの設置

平常時に策定した仮設トイレ配置計画を基に、仮設トイレ（簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等を含む）を確保し、設置するとともに、不足する場合は、災害支援協定に基づいて、建設事業者団体やレンタル事業者団体等から協力を得て補充する。

▶▶▶ 解説

(2) し尿の収集・運搬

- し尿の収集・運搬は、発災後に最も急がれる対応の1つです。東日本大震災では、市町が事業者団体と締結している災害支援協定においては、市町の要請によりし尿収集すること等を定めており、発災後速やかに自治体から避難所等のし尿や浄化槽汚泥等の収集運搬が要請されました。
- 発災後、生活圏内の公衆衛生を確保するため、下水道、浄化槽（みなし浄化槽を含む）、汲み取り便槽、し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む）等について、速やかに緊急措置を講ずる必要があります。
- 被災により下水道施設・し尿処理施設等への移送が困難な場合は、状況に応じて適正に保管、消毒、仮設沈殿池による一次処理、非被災地域や稼働可能な受入施設への広域移送等を行う必要があります。

■ 記載例

(2) し尿の収集・運搬

災害支援協定に基づき、速やかに事業者団体等への収集運搬要請を図るものとする。被災により下水道施設・し尿処理施設等への移送が困難な場合は、状況に応じて適正に保管、消毒、仮設沈殿池による一次処理、非被災地域や稼働可能な受入施設への広域移送等を行う。

▶▶▶ 解説

(3) ごみ処理施設の被害状況把握

- 市町は災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行う観点から、ごみ処理施設の被害状況の把握を行ってください。

■ 記載例

(3) ごみ処理施設の被害状況把握

災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行う観点から、以下のごみ処理施設の被害状況の把握を行う。

- ・ 自区内の一般廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル施設、最終処分場、し尿処理施設等）
- ・ 自区内の産業廃棄物処理施設（焼却施設、リサイクル施設、最終処分場等）

解説

(4) 自衛隊等との連携

- 市町は、自衛隊・警察・消防及び所管主体に配慮し、連携して災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行う必要があります。特に、初動期での災害廃棄物の撤去、倒壊した建物の解体・撤去は、人命救助の要素も含まれるため丁寧に行う必要があります。
- 情報の一元化の観点から災害対策本部と調整したうえで、自衛隊・警察・消防と連携してください。

記載例

(4) 自衛隊等との連携

災害対策本部と調整した上で、自衛隊・警察・消防と連携して災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行う。特に、初動期での作業時には、人命救助の要素も含まれることに留意する。

解説

(5) 道路上の災害廃棄物の撤去

- 放置車両等により道路が遮断されていることも想定されるため、市町は自衛隊・警察・消防等に収集運搬ルートを示し、協力が得られる体制を確保する必要があります。
- 災害廃棄物等を撤去する際には、石綿や硫酸などの有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、市町はその旨を自衛隊・警察・消防等へ伝えるとともに安全確保に努めてください。また、釘やガラス等が散乱するため、安全靴やゴーグルなど必要な防具をつける必要があります。

記載例

(5) 道路上の災害廃棄物の撤去

放置車両等により道路が遮断された場合は、本市が、自衛隊・警察・消防等に収集運搬ルートを示し、道路上の災害廃棄物の撤去への協力を要請する。撤去の際には、有害物質や危険物質が混在する可能性や釘やガラス等の散乱があるため、本市はその旨を自衛隊・警察・消防等へ伝えるとともに、作業の安全確保に努める。

解説

(6) 有害物・危険物・適正処理困難物等の把握

☞ 参考資料 7 有害物・危険物・適正処理困難物等への対応

○市町は、生活環境保全のため、有害物質の保管場所等について PRTR（化学物質排出移動量届出制度）等に基づいてあらかじめ作成した地図等を基に有害物・危険物の種類と量及び拡散状況を把握してください。

記載例

(6) 有害物・危険物・適正処理困難物等の撤去

生活環境保全のため、有害物質の保管場所等について PRTR（化学物質排出移動量届出制度）等に基づいて、あらかじめ作成した地図等を基に有害物・危険物の種類と量及び拡散状況を把握する。

解説

(7) 相談窓口の設置

○市町は、被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理してください。

○被災者から自動車や船舶などの所有物や思い出の品・貴重品に関する問い合わせや発災直後であっても建物解体・撤去や基礎撤去の要望等が寄せられることが考えられます。その他、有害物質（石綿含有建材の使用有無など）の情報や生活環境への要望等が寄せられることも想定されます。

記載例

(7) 相談窓口の設置

被災者相談窓口を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理する。

解説

(8) 住民への啓発・広報

○市町は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行います。

○啓発・広報の手段としては、市町広報誌や新聞、インターネット及び避難所等への掲示などがあります。啓発・広報として次の内容が考えられます。

- ①災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）
- ②収集時期及び収集期間
- ③住民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- ④仮置場の場所及び設置状況
- ⑤ボランティア支援依頼窓口
- ⑥市町への問合せ窓口
- ⑦便乗ごみの排出、不法投棄、野外焼却等の禁止

○市町は、便乗ごみや不法投棄等を防ぐため、不法投棄等の状況を踏まえたパトロールの実施や啓発・広報の強化地域を設定する必要があります。

○発災直後は、他の優先情報の周知の障害、情報過多による混乱を招かないよう考慮しつつ、情報の一元化に努め、必要な情報を発信する必要があります。

記載例

(8) 住民への啓発・広報

被災者に対して、広報誌や新聞、インターネット及び避難所等への掲示などで、以下の災害廃棄物に係る必要な啓発・広報を行う。

- ①災害廃棄物の収集方法（戸別収集の有無、排出場所、分別方法、家庭用ガスボンベ等の危険物、フロン類含有廃棄物の排出方法等）
- ②収集時期及び収集期間
- ③住民が持込みできる集積場（場所によって集積するものが異なる場合はその種類を記載）
- ④仮置場の場所及び設置状況
- ⑤ボランティア支援依頼窓口
- ⑥市町への問合せ窓口
- ⑦便乗ごみの排出、不法投棄、野外焼却等の禁止

3-2 応急対応(数日後～3カ月程度)

発災から数日後には、被災状況の全貌が明らかとなり、避難所生活が本格化し、災害廃棄物の処理が徐々に始まります。本格的な処理に向け、作業が必要な事項について示します。

- (1)災害廃棄物発生量・施設処理可能量の推計
- (2)収集運搬体制の確保
- (3)仮置場の確保
- (4)倒壊の危険のある建物の撤去
- (5)有害物・危険物・適正処理困難物の撤去
- (6)廃棄物処理施設の補修及び稼働
- (7)避難所ごみ等生活ごみの処理
- (8)腐敗性廃棄物の優先処理
- (9)仮設トイレの管理

解説

(1) 災害廃棄物発生量・施設処理可能量の推計

- 発災後における実行計画の作成、処理体制の整備のため、市町は、まず第一に、実際の被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量・施設処理可能量を推計してください。
- 災害廃棄物発生量は、県処理計画等を参考にして、建物の被害棟数等を把握することにより推計してください。
- 施設処理可能量は、一般廃棄物処理施設等の被害状況等を踏まえ推計してください。
- 処理しなければならない量（処理見込み量）は、建物所有者の解体意思や海域へ流出した災害廃棄物の取扱いなどにより異なります。処理を進めていく上で選別・破碎や焼却の各工程における処理見込み量を把握する必要があります。

記載例

(1) 災害廃棄物発生量・処理可能量の推計

発災後における実行計画の作成、処理体制の整備のため、まず、実際の被害状況を踏まえた災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計する。

災害廃棄物発生量は、建物の被害棟数等を把握することにより推計する（表 26 参照）。

表 26 災害廃棄物発生量の推計

種類	被害数		災害廃棄物発生量	
	災害廃棄物	全壊（棟）		全壊（トン）
半壊（棟）			半壊（トン）	
津波堆積物	浸水面積（㎡）		浸水面積（トン）	
			合計（トン）	

処理可能量は、一般廃棄物処理施設等の被害状況等を踏まえ推計する。

処理しなければならない量（処理見込み量）は、建物所有者の解体意思や海域へ流出した災害廃棄物の取扱いなどにより異なる。処理を進めていく上で選別・破碎や焼却の各工程における処理見込み量を把握する必要がある。

▶▶▶ 解説

(2) 収集運搬体制の確保

- 市町は、収集運搬体制を整備します。整備に当たっては、平常時に検討した内容を参考とします。
- 災害廃棄物に釘やガラスなどが混入している場合があるため、防護服・安全靴・ゴーグルなど必要な防具を装着する必要があります。
- 火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出などの可能性があることから、他の廃棄物と混合せずに収集運搬を行う必要があります。
- 廃棄物処理に当たっては季節によって留意する事項が異なるため、地域によっては台風や積雪等による収集運搬への影響を考慮する必要があります。

■ 記載例

(2) 収集運搬体制の確保

収集運搬体制の整備に当たっては、平常時に検討した内容を参考とする。

災害廃棄物に釘やガラスなどが混入している場合があるため、防護服・安全靴・ゴーグルなど必要な防具を装着する。

火災焼失した災害廃棄物は、有害物質の流出などの可能性があることから、他の廃棄物と混合せずに収集運搬を行う。

廃棄物処理に当たっては、季節によって留意する事項が異なるため、台風等による収集運搬への影響を考慮する。

▶▶▶ 解説

(3) 仮置場の確保

☞ 参考資料4 仮置場の設置・撤去手続き

- 市町は、被害状況を反映した発生量を基に必要面積の見直しを行います。
- 仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地としますが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直してください。
- 仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握してください。
- 津波堆積物がある湾岸エリアなどをやむを得ず仮置場として利用する際は、津波堆積物中に災害廃棄物が埋没していないか確認した上で仮置場とする必要があります。

(3) 仮置場の確保

被害状況を反映した発生量を基に必要面積の見直しを行う。

表 27 仮置場の必要面積の見直し

仮置場	災害廃棄物発生量 (千トン)				仮置場必要面積 (千 m ²)			
	可燃物	不燃物	津波 堆積物	計	可燃物	不燃物	津波 堆積物	計
一次仮置場								
二次仮置場								

仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、がけ崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

表 28 仮置場候補地の見直し

仮置場候補地	所在地	敷地面積 (千 m ²)	仮置可能量 (千 m ³)	備考



図 11 仮置場候補地見直し位置図

(4) 倒壊の危険のある建物の撤去

📖 参考資料 6 損壊家屋等の解体撤去

- 市町は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去した後、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去します。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わないこととしてください。
- 建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定します。市町は所有者の解体意思を確認するため申請方法を被災者へ広報し、解体申請窓口を設置します。解体を受け付けた建物については、図面等で整理を行い、倒壊の危険度や効率的な重機の移動を実現できる順番などを勘案し、解体・撤去の優先順位を検討してください。
- 被災市町は解体申請受付（建物所有者の解体意思確認）と並行して、解体事業の発注を行います。発災直後は、解体・撤去の対象を倒壊の危険性のある建物に限定することも考えられます。
- 解体事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届出を行った後に、解体・撤去の優先順位を指示することになります。解体・撤去の着手に当たっては、建物所有者の立会いを求め、解体範囲等の最終確認を行うことになります。
- 解体・撤去が完了した段階で解体事業者から報告を受け、解体物件ごとに現地立会い（申請者、市町、解体業者）を行い、履行を確認することになります。
- 損壊家屋については、石綿等の有害物質、LPガスボンベ、ハイブリッド車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意が必要です。

記載例

(4) 倒壊の危険のある建物の撤去

建物の優先的な解体・撤去については、所有者の意思、現地調査による危険度判定や効率的な重機の移動等を踏まえ、解体・撤去及びその優先順位を決定する。所有者の解体意思を確認するため、解体申請窓口を設置するとともに、被災者へ申請方法の周知を行う。解体・撤去に当たっては、建物所有者の立会いの下、解体範囲等の確認、作業完了後の現地確認を行う。

なお、家屋の解体・撤去作業時に当たっては、分別を考慮するとともに、建物内やその周辺における有害物質や危険物の存在に留意した対策を講じる。

▶▶▶ 解説

(5) 有害物・危険物・適正処理困難物の撤去

☞ 参考資料 7 有害物・危険物・適正処理困難物等への対応

- 市町は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行います。
- PCB 等の適正処理が困難な廃棄物は、平常時と同様に排出事業者へ引き渡すなど適切な処理を行います。

■ 記載例

(5) 有害物・危険物・適正処理困難物の撤去

有害物、危険物は飛散や事故防止のため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。適正処理困難物は、排出事業者へ引き渡すなど適切な処理を行う。

▶▶▶ 解説

(6) 一般廃棄物処理施設の補修及び稼働

- 市町は、一般廃棄物処理施設について、被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行うこととなります。
- 安全性の確認は、平常時に作成した点検手引きに基づき行います。点検の結果、補修が必要な場合は、平常時に検討した補修体制を参考に必要資機材を確保し、補修を行ってください。

■ 記載例

(6) 一般廃棄物処理施設の補修及び稼働

一般廃棄物処理施設について、被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行う。安全性の確認に当たっては、平常時に作成した点検手引きに基づき行い、点検の結果、補修が必要な場合は、平常時に検討した補修体制を参考に必要資機材を確保し、補修を行う。

解説

(7) 避難所ごみ等生活ごみの処理

☞参考資料3 避難所ごみへの対応

- 避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設での処理が基本となります。
- 市町は、次の事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行う必要もあります。
 - ・避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合）
 - ・支援市町等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保

記載例

(7) 避難所ごみ等生活ごみの処理

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せず既存の施設での処理を行うことを原則とするが、次の事項を勘案して、避難所ごみの計画的な収集運搬・処理を行う。

- ① 避難所ごみの一時的な保管場所の確保（焼却等の処理前に保管が必要な場合）
- ② 支援市町等からの応援を含めた収集運搬・処理体制の確保

解説

(8) 腐敗性廃棄物の優先処理

- 腐敗性のある水産廃棄物への対応（優先順位）は、表 29 のとおりです。
- 発生量が多く、腐敗が進むような場合は、緊急的な対応としては、【3】及び【5】、【6】が現実的です。腐敗性のある廃棄物が付着した紙製容器の量が多い場合には、【7】も検討する必要があります。

表 29 水産廃棄物への対応策の例

最優先	【0】 利用可能な焼却施設や最終処分場まで輸送して処分する。
次善	【1】 腐敗物のみ：なるべく細かく砕いてし尿処理施設等（下水管が沈下して水が流れないので下水道投入は不可）に投入する。 【2】 汚れたがれき類等：海中や池で洗浄する。
緊急時	【3】 石灰（消石灰）を散布する。段ボールを下に敷いて水分を吸収させる。 【4】 ドラム缶等に密閉する。 【5】 海洋投棄する（漁網等に包んで外洋に置いておく）。 【6】 粘土質の土地又は底部をビニールシートで覆った穴に処分（一時保管）する。 【7】 市街地から離れた場所で野外焼却する。

記載例

(8) 腐敗性廃棄物の優先処理

腐敗性のある水産廃棄物への対応（優先順位）は、表 30 のとおりとする。

表 30 水産廃棄物への対応策

最優先	【0】利用可能な焼却施設や最終処分場まで輸送して処分する。
次善	【1】腐敗物のみ：なるべく細かく砕いてし尿処理施設等（下水管が沈下して水が流れないので下水道投入は不可）に投入する。 【2】汚れたがれき類等：海中や池で洗浄する。
緊急時	【3】石灰（消石灰）を散布する。段ボールを下に敷いて水分を吸収させる。 【4】ドラム缶等に密閉する。 【5】海洋投棄する（漁網等に包んで外洋に置いておく）。 【6】粘土質の土地又は底部をビニールシートで覆った穴に処分（一時保管）する。 【7】市街地から離れた場所で野外焼却する。

解説

(9) 仮設トイレの管理

☞ 参考資料 2 災害時の仮設トイレ対応

○仮設トイレの設置後、市町は次の事項を勘案して計画的に仮設トイレの管理及びし尿の収集・処理を行う必要があります。

- ・仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保・供給
- ・支援市町やし尿処理事業者等からの応援を含めたし尿の収集・処理体制の確保
- ・仮設トイレの悪臭や汚れへの対策として、仮設トイレの使用方法、維持管理方法等について衛生担当部署による継続的な指導・啓発

記載例

(9) 仮設トイレの管理

仮設トイレの設置後、仮設トイレの衛生管理に必要な消毒剤、消臭剤等の確保・供給するとともに、使用方法、維持管理方法等について衛生担当部署による継続的な指導・啓発を行う。また、継続して、支援市町やし尿処理事業者等からの応援を含めたし尿の収集・処理体制を確保する。

4-1 災害廃棄物処理

復旧・復興時には本格的な処理を進めるため、被災状況を基に、平常時に作成した災害廃棄物の処理・処分計画等を見直します。作業の実施状況や災害廃棄物推計量などを見直し、その結果を災害廃棄物処理実行計画に反映させます。

- (1) 処理フローと処理スケジュール
- (2) 収集運搬の実施
- (3) 仮置場の管理・運営
- (4) 環境モニタリングの実施
- (5) 被災自動車、船舶等への対応
- (6) 選別・破碎・焼却処理施設の設置
- (7) 最終処分受入先の確保
- (8) 災害廃棄物処理実行計画

▶▶▶ 解説

(1) 処理フローと処理スケジュール

- 災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、災害応急対策時に作成した処理フローの見直しを行うこととなります。
- 処理・処分先が決定次第、処理フローへ反映させます。また、災害廃棄物の処理見込み量の見直しが行われた場合には、適宜処理フローの見直しを行う必要があります。
- 処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況等を踏まえ処理スケジュールの見直しを行う必要があります。場合によっては、広域的処理・処分や仮設焼却施設の必要性が生じることも想定します。

■ 記載例

(1) 処理フローと処理スケジュール

災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、災害応急対策時に作成した処理フローの見直しを行う。

処理・処分先が決定次第、処理フローへ反映させる。また、災害廃棄物の処理見込み量の見直しが行われた場合には、適宜処理フローの見直しを行う。

処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況等を踏まえ、広域的処理・処分や仮設焼却施設の必要性が生じることも想定した上で、処理スケジュールの見直しを行う。

▶▶▶ 解説

(2) 収集運搬の実施

- 市町は、道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、収集運搬方法の見直しを行う必要があります。
- 収集運搬は水路を利用することもあるため、場合によっては、港湾や航路の復旧状況についても確認が必要となります。

■ 記載例

(2) 収集運搬の実施

道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、収集運搬方法の見直しを行う。
水路を利用した収集運搬を行う場合は、港湾や航路の復旧状況についても確認する。

(3) 仮置場の管理・運営

📖 参考資料 4 仮置場の設置・撤去手続き

- 設定した処理期間内に、既存施設で災害廃棄物処理が完了できない場合、市町は仮設による破碎や焼却処理を行う仮置場の設置や広域的処理・処分が必要となります。
- 設置に当たっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう分別保管し、また周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所・レイアウト・搬入導線等を検討します。
- 機械選別や焼却処理等を行う仮置場の配置計画に当たっての注意事項は、以下のとおりです。
 - ▶ 木材・生木等が大量の場合は、搬出又は減容化のため、木質系対応の破碎機や仮設焼却炉の設置を検討する。
 - ▶ がれき類等の災害廃棄物が大量の場合、コンクリート系の破碎機の設置を検討する。
 - ▶ PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物の分別や管理には注意する。
 - ▶ 仮置場の災害廃棄物の種類や量は時間経過とともに変動するため、時間経過を考慮した設計を行う必要がある。
 - ▶ 市街地の仮置場や集積所には、対象となる廃棄物以外の不要（便乗）ごみが排出されやすく、周囲にフェンスを設置し、出入口に警備員を配置するなど防止策をとると同時に、予定より処理・保管量が増える可能性を念頭に置いておく。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できる。
- 市町は、適切な仮置場の維持・管理のために次の人員・機材の配置が必要となります。
 - ① 仮置場の管理者
 - ② 十分な作業人員、車両誘導員、夜間警備員
 - ③ 廃棄物の積上げ・積下しの重機
 - ④ 場内運搬用のトラック（必要に応じ）
 - ⑤ 場内作業用のショベルローダー、ブルドーザーなどの重機
- 市町はトラックスケールを設置し、持ち込まれる災害廃棄物の収集個所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、災害時の不法な便乗投棄等による廃棄物の混入防止を図る必要があります。
- 市町は、仮置場の返却に当たり、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努めてください。

(3) 仮置場の管理・運営

効率的な受入・分別・処理ができるよう分別保管に努めるとともに、周辺住民への環境影響に配慮した設置場所・レイアウト・搬入導線等を決定の上、仮置場を設置する。

なお、機械選別や焼却処理等を行う仮置場の配置計画に当たっては、以下の事項について注意する。

- ・木材・生木等が大量に発生する場合を想定した搬出又は減容化のための木質系の破砕機や仮設焼却炉の設置
- ・がれき類等の災害廃棄物が大量に発生する場合を想定したコンクリート系の破砕機の設置
- ・PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物の分別や管理
- ・仮置場の災害廃棄物の種類や量が時間経過により変動することを考慮した設計
- ・想定量以上に処理・保管量が増える可能性を考慮した設計
- ・便乗ごみの排出及び不法投棄の防止、騒音・振動等の防止及び景観対策としての周囲フェンスの設置
- ・便乗ごみの排出及び不法投棄の防止策としての警備員の配置

適切な仮置場の維持・管理を行うために、次の人員・機材を配置する。

- ① 仮置場の管理者
- ② 十分な作業人員、車両誘導員、夜間警備員
- ③ 廃棄物の積上げ・積下しの重機
- ④ 場内運搬用のトラック（必要に応じ）
- ⑤ 場内作業用のショベルローダー、ブルドーザーなどの重機

また、トラックスケールを設置し、持ち込まれる災害廃棄物の収集個所、搬入者、搬入量を記録し、重量管理を行うとともに、便乗ごみの投棄等による廃棄物の混入防止を図る。

仮置場の返却に当たっては、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、仮置場の原状回復に努める。

解説

(4) 環境モニタリングの実施

- 市町は、労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において環境モニタリングを実施する必要があります。
- 環境モニタリングを行う項目は、平常時の検討内容を参考にし、被害状況に応じて決定します。災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の追加等を行ってください。
- 市町は、メタンガス等の可燃性ガスのガス抜き管の設置等により仮置場における火災を未然に防止するとともに、二次災害の発生を防止するための措置を継続して実施する必要があります。
- 仮置場においては、温度監視、一定温度上昇後の可燃ガス濃度測定を継続して実施することになります。

記載例

(4) 環境モニタリングの実施

労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において環境モニタリングを実施する。

環境モニタリングを行う項目は、平常時の検討内容を参考にし、被害状況に応じて決定する。災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の追加等を行う。

メタンガス等の可燃性ガスのガス抜き管の設置等により仮置場における火災を未然に防止するとともに、仮置場においては、温度監視、一定温度上昇後の可燃ガス濃度測定を継続し、二次災害の発生を防止するための措置を継続して実施する。

解説

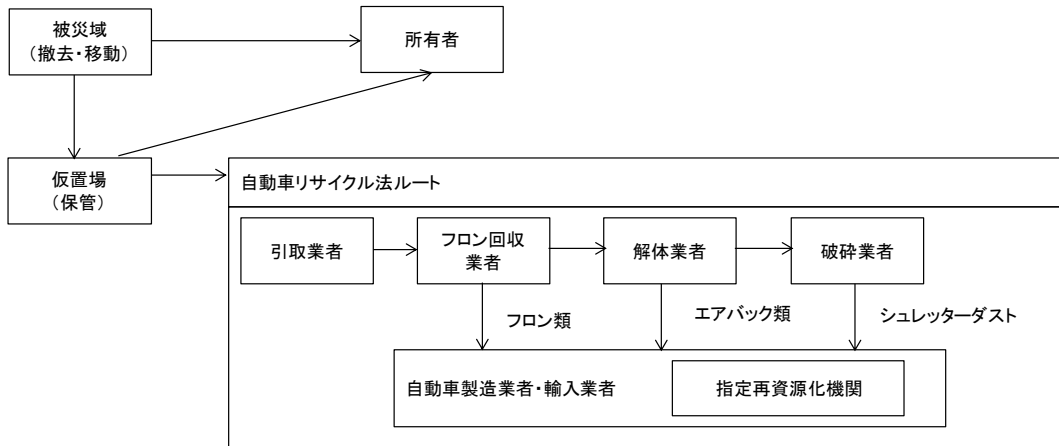
(5) 被災自動車、船舶等

☞ 参考資料7 有害物・危険物・適正処理困難物等への対応

- 市町は、被災自動車の状況を確認し、所有者の引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡すこととなります。
- 被災自動車の状況確認と被災域による撤去・移動、所有者の照会、仮置場における保管、東日本大震災の事例については、「参考資料7 有害物・危険物・適正処理困難物等への対応」を参照してください。
- 被災船舶の処理については、大型の船舶の場合、現場で解体作業を行うケースもありますが、「参考資料7 有害物・危険物・適正処理困難物等への対応」を参照してください。

(5) 被災自動車、船舶等

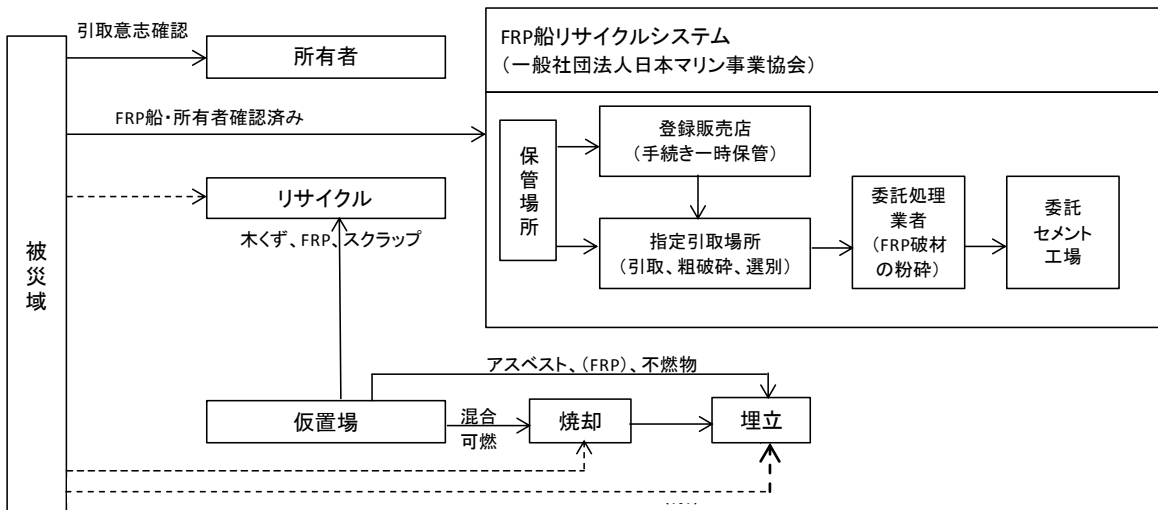
被災自動車の状況を確認し、所有者の引き取りの意思がある場合には所有者に、それ以外の場合は引取業者へ引き渡す。なお、処理ルートを図 12 に示す。



出典：災害廃棄物対策指針【技 1-20-8】廃自動車の処理（環境省、平成 26 年 3 月）

図 12 被災自動車の処理フロー

被災船舶の処理フローを図 13 に示す。



出典：災害廃棄物対策指針【技 1-20-10】廃船舶の処理（環境省、平成 26 年 3 月）

図 13 被災船舶の処理フロー

▶▶▶ 解説

(6) 選別・破碎・焼却処理施設の設置

☞ 参考資料5 仮設廃棄物処理施設設置の手続き

- 市町は、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、破碎・選別施設や仮設焼却施設等の必要性及び必要能力や機種等を検討してください。
- 仮設焼却施設を設置する場合、設置場所の決定後は、環境影響評価又は生活環境影響調査、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進めることになります。
- 仮設焼却施設の配置に当たっては、周辺住民への環境上の影響を防ぐ検討が必要です。
- 設置に当たっては、制度を熟知したうえで手続きの簡易化に努め、工期の短縮を図る必要があります。

■ 記載例

(6) 選別・破碎・焼却処理施設の設置

災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、破碎・選別施設や仮設焼却施設等の必要性及び必要能力や機種等を決定する。

仮設焼却施設を設置する場合、設置場所の決定後は、環境影響評価又は生活環境影響調査、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進める。

設置に当たっては、制度を熟知した上で手続きの簡易化に努め、工期の短縮を図る。

▶▶▶ 解説

(7) 最終処分受入先の確保

- 市町は、再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の確保が重要です。処分先が確保できない場合は、広域処理となり、協定により利用できる最終処分場が確保できている場合は、搬送開始に向けた手続きを行うことになります。
- 最終処分場を確保できていない場合には、経済的な手段・方法で災害廃棄物を一時的に搬送できる保管場所を確保する必要があります。

■ 記載例

(7) 最終処分受入先の確保

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の確保が重要である。処分先が確保できない場合は、広域処理となるが、協定により利用できる最終処分場が確保できている場合は、搬送開始に向けた手続きを行う。

最終処分場を確保できていない場合には、県と協議の上、経済的な手段・方法で災害廃棄物を一時的に搬送できる保管場所を確保する。

(8) 災害廃棄物処理実行計画

- 市町は、環境省で作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、地域の実情に配慮した基本方針を作成する必要があります。
- 市町は、発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を作成することになります。
- 発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともありますが、市町は災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要があります、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う必要があります。
- 実行計画の具体的な項目例は、以下を参考にしてください。
 - 1) 概要と方針
 - 2) 災害廃棄物推計
 - 3) 災害廃棄物の組成
 - 4) 処理期間とスケジュール
 - 5) 処理フロー
 - 6) 処理費用と財源
 - 7) 焼却処理施設
 - 8) 最終処分
 - 9) 分別方法
 - 10) 処理の進め方

(8) 災害廃棄物処理実行計画

環境省で作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、地域の実情に配慮した基本方針を作成する。

発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を作成する。

発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないこともあるが、災害廃棄物処理の全体像を示すためにも実行計画を作成する必要がある、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行う。

実行計画の具体的な項目例は、以下のとおりである。

【災害廃棄物処理実行計画項目例】

1. 概要と方針
 - (1) 処理主体
 - (2) 処理期間
 - (3) 処理費用の財源
2. 災害廃棄物推計
 - (1) 一般家屋から発生した災害廃棄物
 - (2) 事業所から発生した災害廃棄物
 - (3) 堆積物
3. 災害廃棄物の組成
 - (1) 可燃物、不燃物の割合
 - (2) 塩分の影響
 - (3) 不燃物中の塩分
 - (4) 有害廃棄物
 - (5) 処理困難物
4. 災害廃棄物の組成
5. 処理フロー
6. 処理費用と財源
7. 焼却処理施設
 - (1) 廃棄物処理施設の余剰能力の把握
 - (2) 市町以外の廃棄物処理施設の余剰能力
 - (3) リサイクル方法
 - (4) 県外の廃棄物処理施設
 - (5) 仮設焼却炉の必要性
 - (6) 処理施設の選択
8. 最終処分
 - (1) 一般廃棄物処理施設の余剰能力の把握
 - (2) 産業廃棄物処理施設の余剰能力
 - (3) 埋立予想量
 - (4) リサイクル方法
 - (5) 県外の産業廃棄物処理施設の把握
 - (6) 処理施設の選択
9. 分別方法
 - (1) 一次仮置場での分別
 - (2) 二次仮置場での分別
 - (3) 二次仮置場の配置
10. 処理の進め方
 - (1) プロポーザルと分別作業の発注
 - (2) 処理予定

4-2 その他注意事項

復旧・復興時における災害廃棄物処理の際、配慮すべき以下の事項について整理し、示します。

- (1)復興資材の活用
- (2)土壌汚染対策
- (3)生活環境影響調査
- (4)災害等廃棄物処理事業費補助金
- (5)廃棄物処理法による再委託
- (6)産業廃棄物処理事業者の活用
- (7)海洋投棄
- (8)地元雇用

▶▶▶ 解説

(1) 復興資材の活用

- 最終処分量を極力削減するために、津波堆積物、コンクリートがら、混合廃棄物等を可能な限り復興資材として活用することを基本とします。
- 東日本大震災では、復興資材や再生資材の受入先が決まらないため、利用が進まない状況が多く見られました。また、利用に当たっては、要求品質を定める必要があります。したがって、復興資材や再生資材の利用については、受入先の確保と要求品質への対応等が必要になります。

■ 記載例

(1) 復興資材の活用

最終処分量を極力削減するために、津波堆積物、コンクリートがら、混合廃棄物等を可能な限り復興資材として活用することを基本とする。災害廃棄物と再生資材例は表 31 のとおりである。

表 31 災害廃棄物ごとの再生資材の例

災害廃棄物	再生資材
コンクリートがら	路盤材、骨材、埋め戻し材等
アスファルトがら	骨材、路盤材等
解体大型木材（柱材・角材）	パーティクルボード、木炭、その他リユース材、燃料等
大型生木（倒木、流木）	製紙原料、木炭、その他リユース材、燃料等
木くず	燃料等
津波堆積物	骨材、路盤材等
タイヤ	チップ化（補助燃料）、セメント原料等
金属くず	金属スクラップ
廃家電（家電リサイクル法対象外）	金属、廃プラスチック

出典：東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録（環境省東北地方環境事務所、一般財団法人日本環境衛生センター、平成26年9月）

解説

(2) 土壌汚染対策法

☞ 参考資料5 仮設廃棄物処理施設設置の手続き

- 仮置場については、3,000 m²以上の土地の改変の場合、土壌汚染対策法に基づく届出が必要になります。また、仮置場としての使用では、土壌汚染のおそれがあるので、事前に土壌調査をしておく必要があります。詳細は「参考資料5 仮置場の設置・撤去手続き」を参照してください。

記載例

(2) 土壌汚染対策法

仮置場については、3,000 m²以上の土地の改変の場合、土壌汚染対策法に基づく届出を行う。また、仮置場としての使用では、土壌汚染のおそれがあるので、事前に土壌調査を行う。

解説

(3) 生活環境影響調査

☞ 参考資料5 仮設廃棄物処理施設設置の手続き

- 生活環境影響調査は、設置を要する廃棄物処理施設について実施が義務付けられるもので、施設の設置者は、計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていくとするものです。
- 「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月4日、環廃対060904002号）は、この生活環境影響調査が、より適切で合理的に行われるよう、生活環境影響調査に関する技術的な事項を現時点の科学的知見に基づきとりまとめたものです。
- 廃棄物処理施設の設置手続き及び生活環境影響調査の内容については、「参考資料5 仮設廃棄物処理施設の設置手続き」を参照してください。

記載例

(3) 生活環境影響調査

災害廃棄物処理のために、仮設廃棄物処理施設を設置する場合は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成18年9月4日、環廃対060904002号）」等に基づき、施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を講ずるものとする。

▶▶▶ 解説

(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金

- 災害等廃棄物処理事業の目的は、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象及び海岸保全区域外の海岸への大量の廃棄物の漂着被害に伴い、市町が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について、災害等廃棄物処理事業費補助金により被災市町を財政的に支援することです。
- その概要は、以下のとおりです。

【災害等廃棄物処理事業費補助金 概要】

- | |
|--|
| <p>①事業主体
市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）</p> <p>②対象事業
市町村が災害（暴風、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害）その他の事由（災害に起因しないが、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に定める海岸保全区域以外の海岸における大量の廃棄物の漂着被害）のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所の開設期間内のもの。</p> <p>③補助率 2分の1</p> <p>④補助根拠
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
第25条 法第22条の規定による市町村に対する国の補助は、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理に要する費用の2分の1以内の額について行うものとする。
（参考）災害等廃棄物処理事業の沿革
・清掃法（昭和29年法律第72号、廃棄物処理法の前身）第18条に国庫補助の趣旨が規定
・廃棄物処理法（昭和45年法律第137号）の制定に伴い第22条に趣旨が規定
・平成19年に災害起因以外の海岸漂着物による漂着被害について補助メニューとして追加（災害等廃棄物処理事業の「等」に該当）</p> <p>⑤その他
本補助金の補助うら分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。</p> |
|--|

■ 記載例

(4) 災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物の処理に係る費用については、災害等廃棄物処理事業費補助金等を活用する。

▶▶▶ 解説

(5) 廃棄物処理法による再委託

- 廃棄物処理法では、市町が一般廃棄物処理を委託した場合、受託者の再委託は禁止されていますが、東日本大震災において、再委託について時限的に特例措置がとられ、災害廃棄物の迅速な処理に役立った経緯等を踏まえ、平成 27 年 7 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」が改正され、非常災害時には一定の要件を満たす者に再委託することが可能となりました（県処理計画 2、62、63 頁参照）。

■ 記載例

(5) 廃棄物処理法による再委託

廃棄物処理法では、市町が一般廃棄物処理を委託した場合、受託者の再委託は禁止されているが、非常災害時には一定の要件を満たす者に再委託することが可能となっていることから、市内の一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者のみでの処理・処分が困難な場合は、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理のため、廃棄物処理法の非常災害時の特例措置を活用する。

▶▶▶ 解説

(6) 産業廃棄物処理事業者の活用

- 災害廃棄物の性状は、産業災害廃棄物である建設業に係る廃棄物に相当するものが多く、それらの廃棄物を扱っている事業者の経験、能力の活用も検討してください。
- 市町は、自区内の産業廃棄物事業者が所有する前処理や中間処理で使用する選別・破碎施設及び焼却施設、最終処分場などの種類ごとの施設数・能力、並びに災害時に使用できる車種ごとの車両保有台数などの調査を行い平常時に継続的に更新するとともに、協力・支援体制を構築することを検討してください。

■ 記載例

(6) 産業廃棄物処理事業者の活用

市内の産業廃棄物事業者が所有する中間処理施設、最終処分場などの種類ごとの施設数・能力、並びに災害時に使用できる車種ごとの車両保有台数などの調査を行い平常時に継続的に更新するとともに、協力・支援体制を構築する。

解説

(7) 腐敗性廃棄物等の海洋投棄

○腐敗性のある水産廃棄物への対応として、緊急度に応じて、限定的な海洋投棄等の方法を、関連法令に留意し、衛生環境を確保しながら行う必要があります。

○海洋投棄の具体的な方法としては、プラスチックや紙等の容器をできるだけ分離した当該廃棄物を、輸送途中で流出しにくく、かつ外洋で海水が入るようにするため、漁網等の用具を用いて海洋投棄します。

(例) 防波堤の外(外海)にトロール網や底引き網のような大きな網で囲んだスペースを作り、その中に重機で踏んで破袋した廃棄物を、分別せずにショベルローダー等で投入し、網ごと外洋に持っていき定置網のようにしておく。

【東日本大震災における「海洋汚染防止法の特例」としての緊急告知】

- ・海洋汚染防止法第10条2項6号において、緊急に処分する必要があると認めて環境大臣が指定する廃棄物の排出であって、排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準に従ってするものについては、海洋投入が禁止される廃棄物から除外されている。
- ・東日本大震災においては、宮城県及び岩手県に対して環境省から、指定された条件下での緊急的な海洋投入処分を認める告示「緊急的な海洋投入処分に関する告示(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第10条第2項第6号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準)」が交付された。

記載例

(7) 腐敗性廃棄物等の海洋投棄

腐敗性のある水産廃棄物を海洋投棄する場合は、緊急度に応じて、限定的な海洋投棄等の方法について関連法令に留意の上、県及び国と協議を行い、衛生環境を確保しながら行う。

▶▶ 解説

(8) 地元雇用

- 東日本大震災の各地域の災害廃棄物処理業務においては、建設業、廃棄物事業者、運搬業者などの地元企業が大きな貢献をしました。また、積極的に地元雇用が行われました。
- 特に、一次仮置場への災害廃棄物の運搬や一次仮置場の管理、建物の解体など早期に取り組む必要がある業務については、地域の企業による速やかな対応が必要です。このため、災害廃棄物処理計画においては、自治体と地元企業、団体等との協力体制を事前に整備することが重要となります。
- 地元雇用は、被災による失業対策としても有効でしたが、地域の復旧復興を願う地元住民の協力は災害廃棄物処理業務に必要不可欠となっていました。
- 以上から、地元企業、団体等との協力体制の構築と処理業務における積極的な地元雇用について推進していきます。

■ 記載例

(8) 地元雇用

地元企業、団体等との協力体制の構築を図るとともに、処理業務における積極的な地元雇用について推進する。

9-10 災害時における仮設トイレの供給に関する協定（循環型社会推進課）

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震災害等が発生した場合（以下「災害等」という。）に、愛媛県地域防災計画に基づき被災者等に対して行う仮設トイレの供給に関して、愛媛県（以下「甲」という。）と日野興業株式会社松山営業所（以下「乙」という。）との協力事項について定めるものとする。

（供給要請の手続き）

第2条 災害時において、被災市町村（以下「市町村」という。）から仮設トイレの供給の要請を受けた甲は、乙に対し、その供給について協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができないときは口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

（供給等）

第3条 乙は、甲から前条の協力要請を受けたときは、仮設トイレの優先的供給、運搬、設置及びその他の事項に積極的に協力するものとする。

2 乙は、甲の要請に的確に対応するため、仮設トイレの供給方法等を甲に連絡するものとする。

3 前項の連絡を受けた甲は、市町村にその旨を連絡するとともに、仮設トイレの引渡・設置場所等について市町村と調整のうえ決定するものとする。

4 甲または市町村は、仮設トイレの引渡・設置場所に職員を派遣し、仮設トイレの設置を確認のうえ引き取るものとする。

（費用）

第4条 前条の規定により、乙が供給した仮設トイレの賃借料及び運搬・設置に要した費用については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、原則として市町村が負担するものとする。

（協議）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、平成15年4月23日からこの効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲・乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成15年4月23日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番2号
愛媛県知事 加戸 守行

乙 愛媛県松山市久米窪田町278番地
日野興業 株式会社 所長 水田 要

（注）同様の協定を以下の2社と締結している。

会社名	締結年月日	協定締結者
三好産業有限会社	平成15年4月23日	代表取締役 三好 武志
讃岐リース株式会社松山営業所	平成15年4月23日	所 長 魚瀬 浩三

9-1-1 災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協力協定（循環型社会推進課）

愛媛県（以下「甲」という。）と公益社団法人愛媛県浄化槽協会（以下「乙」という。）とは、愛媛県地域防災計画に基づき、災害時における浄化槽の緊急点検・応急復旧等（以下「点検・復旧」という。）に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が乙に対し災害時における浄化槽の点検・復旧に関する協力を要請することについて必要な事項を定め、もって公共用水域等の水質保全と被災浄化槽の早期復旧に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において「協力」とは、次に掲げる業務をいう。

- (1) 浄化槽の緊急点検及び実態調査に関すること
- (2) 浄化槽の部品交換及び補修工事等、応急復旧等に係わる乙の会員の斡旋
- (3) 前2号に掲げるもののほか、浄化槽の点検・復旧に関する必要な業務

（協力要請）

第3条 甲は、被災市町から浄化槽の点検・復旧に関する要請があったときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 前項の規定による乙への協力の要請は、原則として「災害時における浄化槽の点検・復旧業務協力要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）」により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等により要請できるものとし、その後速やかに要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、協力の要請を受けたときは、可能な範囲でこれに応ずるものとする。

（被災市町との協議）

第5条 被災市町と乙は、協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

（協力のための通行）

第6条 甲は、乙の活動が円滑に実施できるよう、道路等の通行につき、必要な措置を講ずるものとする。

（実績報告）

第7条 乙は、第2条に規定する業務を完了したときは、速やかに「災害時における浄化槽の点検・復旧業務実績報告書（様式第2号）」により甲に報告するものとする。

（経費負担）

第8条 浄化槽の点検・復旧に要する経費は、協力を要請した市町が負担するものとする。なお、その額は適正価格とし、当該点検・復旧を実施した乙及び乙の会員と当該市町が協議のうえ、決定するものとする。

（連絡窓口）

第9条 この協定に伴う事務は、甲においては愛媛県県民環境部環境局循環型社会推進課、乙においては公益社団法人愛媛県浄化槽協会事務局を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の浄化槽を所管する組織を充てるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年2月6日

甲 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県知事 中村 時広

乙 松山市辻町2番31号
公益社団法人愛媛県浄化槽協会会長 寺井 政博

9-12

大規模災害時における災害廃棄物の仮置場の設置協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県砕石工業組合（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時における災害廃棄物の仮置場の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害時（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害で、大規模な災害が発生した時をいう。以下同じ。）において、乙の土地を災害廃棄物の仮置場として利用すること等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(仮置場のあっせん及び平常時の連携)

第2条 乙は、この協定の定めるところにより、災害廃棄物の仮置場として、乙の会員の事業場又は砕石置場等の土地の提供をあっせんするものとする。

2 乙は、災害時における災害廃棄物等の円滑な処理等が図られるよう、平常時から乙の会員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

(協力要請)

第3条 甲は大規模災害時に、市町から前条に規定する土地の提供について要請を受けたときは、乙に対しその提供について書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに書面を送付するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、甲に対し承諾の可否について書面により回答するものとする。

3 甲は、前項の回答を受けたときは、その内容を市町に通知するものとする。

(設置期間)

第4条 仮置場の設置期間は、大規模災害のあった日から原則1年間とし、必要に応じて市町（仮置場の提供について、甲から第3条第3項の通知を受けた市町をいう。以下同じ。）が乙の会員の同意を得て延長できるものとする。

(搬入する災害廃棄物の種類)

第5条 搬入する災害廃棄物は、コンクリートくず等のがれき類並びに金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず等の不燃性廃棄物を原則とする。

2 焼却灰や有害廃棄物は、搬入しないこととする。

(賃借料)

第6条 市町が乙に支払うべき賃借料は、仮置場の供用開始後、国が定める災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱に基づき、近隣地域又は類似地域の貸付水準を考慮して決定するものとする。

(周辺住民への周知)

第7条 仮置場の設置に当たっては、整備工事、搬入導線、開設時間等の周辺住民への周知を市町が行うものとする。

(仮置場の整備工事等)

第8条 仮置場の供用開始に当たっては、路盤整備、排水溝等の必要な工事を市町が実施するものとする。

2 仮置場返還時のトラブルを回避するため、供用開始前に、甲、乙及び市町の立会いの下、仮置場の設置場所の土壌をサンプリングするものとする。

(仮置場の管理等)

第9条 労働災害及び地域住民の生活環境の保全上の支障を防止するための散水等の粉じん対策及び不法投棄等の防犯対策等は、市町が行うものとする。

- 2 必要に応じて、市町が、大気質、騒音、振動、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、乙及び周辺住民に情報を提供するものとする。
- 3 災害廃棄物を由来とする悪臭や害虫が発生した場合には、市町が、消臭剤、脱臭剤若しくは殺虫剤の散布又はシートによる被覆等の最善の対応を行うものとする。

(施設の原状復旧等)

第10条 仮置場の返還に当たっては、市町がガラス破片等の除去を行うとともに、仮置場供用開始にあたって乙の施設の撤去又は設備の破損等を生じさせていた場合には、市町が原状復旧を行うものとする。

- 2 甲及び市町は、乙からの求めがあった場合には、第8条第2項に基づいて、供用開始前に採取した土壌と現状の土壌を比較することにより、土地の安全性を確認するものとする。
- 3 前項の調査の結果、災害廃棄物の仮置場としての使用による土壌汚染が確認された場合は、甲、乙及び市町協議のうえ、市町が土壌入替等の土壌汚染対策を講じるものとする。

(施設の返還)

第11条 乙が前条に基づく土地の原状復旧の完了を確認したときは、書面により市町に通知するものとする。

- 2 前項の確認を受けた後、市町が書面により、土地の返還を乙に通知するとともに、甲に連絡するものとする。

(事務委任等)

第12条 第3条、第4条及び第6条から前条までの規定は、甲が市町から地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務委任を受けて災害廃棄物等を処理する場合その他必要な場合について準用する。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項若しくはこの協定に定めのない事項が生じ、又は疑義が生じたときは、甲及び乙協議のうえ、その都度決定する。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の3か月前までに、甲、乙いずれからも申出がないときは、同一条件で1年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

令和4年8月24日

甲 松山市一番町四丁目4-2
愛媛県
愛媛県知事 中村時広

乙 松山市三番町四丁目4番地7
愛媛県砕石工業組合
理事長 岡 寛